

# 令和8年八郎潟町議会3月定例会 会議録

第1日目 令和8年3月3日(火)

(午前10時)

議長 柳田裕平 おはようございます。  
ただいまの出席議員は、12名であります。定足数に達しておりますので、八郎潟町議会3月定例会は成立いたします。  
なお、町長は病気療養中のため欠席いたします。  
これより、3月定例会を開会いたします。ただちに本日の会議を開きます。  
日程第1、「**会議録署名議員の指名について**」は、会議規則第127条の規定により議長より指名いたします。11番 小柳聡君、1番 加藤千代美君を指名いたします。  
日程第2、「**会期の決定について**」は、議会運営委員会委員長 松田真寿美君の報告を求めます。はい、松田真寿美君。

議会運営委員長 松田真寿美 おはようございます。6番 松田真寿美でございます。  
私から、3月定例会の日程・運営等について、審議いたしました当議会運営委員会の審議経過と結果についてご報告いたします。  
去る2月24日、午前10時から第2委員会室において、当局より町長職務代理者副町長、総務課長が出席し、「3月定例会の日程・議案について」、委員会が開催されました。  
今回の定例会の議案は、承認が1件、補正予算関係議案が6件、条例の改正議案が5件、計画の策定議案が1件、計画の変更議案が1件、当初予算関係議案が6件、陳情が1件、人事案件が14件となっております。また、一般質問者は6名となっております。  
今定例会の日程は、皆様に配布した資料のとおりであります。初日が議長の諸般報告、町長の行政報告、町長並びに教育長の施政方針、議案の上程、提案理由の説明、議案に対する質疑、議長発議による予算等特別委員会の設置について審議したあと、各議案を委員会に付託することとし、本会議が終わり次第、各常任委員会に入っております。  
2日目は一般質問を行い、終わり次第、各常任委員会に入っております。  
最終日は、各委員会に付託された議案について、委員長報告のあと討論・採決を行います。  
今定例会は各会計当初予算の審議に時間を要することから、本日から3月13日までの11日間で行うことにしております。  
よろしくご理解を賜り、ご協力くださいますようお願いを申し上げ、議会運営委員会の報告といたします。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長 柳田裕平 本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日から13日までの11日間と決定して、ご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

議長 柳田裕平 ご異議なしと認め、そのように決定しました。  
議事日程については、タブレットに掲載している日程表のとおりであります。  
答弁のため出席を求めた者、町長職務代理者副町長、教育長、各課課長、会計管理者であります。  
日程第3、「**議会改革特別委員会の中間報告**」について、委員長 小柳聡君の報告を求めます。はい、小柳君。

議会改革特別委員長 小柳聡 (議会改革特別委員長報告 タブレットに掲載のとおり)

議長 柳田裕平 次に、日程第4、「**議長の諸般報告**」に入ります。この報告は、令和7年12月定例会最終日より本定例会までの報告事項についてタブレットに掲載しております。  
その報告書をもって「議長の諸般報告」に代えさせていただきますと思いますが、そのように取り計らってご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

議長 柳田裕平 異議なしと認めます。以上で「議長の諸般報告」を終わります。  
日程第5、これより「町長の行政報告」を求めます。  
確認の意味で申し上げますが、行政報告以外の事項に対する質問、並びに明日の一般質問と重複する質問は控えてくださるよう、また一人一問程度で簡潔にお願いいたします。町長の行政報告に対する質問を行います。あ、ごめんなさい。元へ戻ります。  
報告は副町長。はい、どうぞ。

町長 職務代理者  
副町長 小野良幸 (町長の行政報告 タブレットに掲載のとおり)

議長 柳田裕平 確認の意味でもう一回申し上げます。行政報告以外の事項に対する質問、並びに明日の一般質問と重複する質問は控えてください。  
それでは、只今の行政報告に対する質問を行います。  
質問のある方は挙手願います。はい、加藤君。

1番 加藤千代美 今、行政報告ありましたけれども、この他に報告するものが無いのでしょうか。  
具体的に言うと、全員協議会で報告されて、非常に重要な問題が報告されてましたけれども。この本会議においては、それが載ってないんですが、そのへんは、どういうことなんでしょうか。教えてください。

議長 柳田裕平 暫時、休憩します。  
(休憩)  
(再開)

議長 柳田裕平 再開します。只今の質問なんですが、行政報告に対する質問では無いという判断をしますので、却下します。はい、加藤君。

1番 加藤千代美 いや、あの、これはね、12月の定例議会で2名の議員が質問してることなんですが。それに対して、今までは司法の判断が出来ないので役場としては対応が出来ないという答弁をなさっておりました。  
しかし、先日の25日の全員協議会の中では、司法の判断が下ったという報告があったわけなんですが、それを報告するべきではないかと思うんですけど。それについて、どうですか。

議長 柳田裕平 同じですか、判断。加藤議員、あのう、当局の方は同様の判断で答弁出来ないようですので、却下いたします。他にございませんか。はい、畠山一充君。

9番 畠山一充 11番 畠山です。先ほどの報告の中で、夜叉袋地区での火災発生で被害状況、記載されておりますけれども、線路沿いの隣の住家のほうは被害無かったんでしょうか。  
その被害状況、これで書かれたとおりなのか、それ以外にも被害があったのか、そこらへんちょっと確認いたします。ご答弁、お願いします。

議長 柳田裕平 はい、産業課長。あ、町民課長。ごめんごめん、畠山課長、お願いします。

住民生活課長 畠山孝直 質問にお答えします。消防署に確認している限りでは今、報告したもの以外には確認できておりません。以上です。

議長 柳田裕平 よろしいですか。はい、畠山君。

9番 畠山一充 追加で。私、隣に行ったら、サッシ、二重サッシになって、外側の方がヒビ入っていたんですけども。それは、被害でないのかどうか、そこらへんもちょっと具体的に言ったんですけども。そこらへんちょっとお願いします。

議長 柳田裕平 はい、畠山課長。

住民生活課長 畠山孝直 すいません、そのへんまで情報ちょっと得なくて、詳しい状況ちょっと把握しておりませんでしたので、ちょっと今、この場ではちょっとお答えできません。

9番 畠山一充 一応、確認をお願いします。

住民生活課長 畠山孝直 はい、後で。

9番 畠山一充 よろしくをお願いします。

議長 柳田裕平 他にございませんか。はい、村井君。

3番 村井 智 はい、3番 村井です。5ページのところ、上から3行目のところ、協議会の名称を改めたということで、確認しております。その改める前の名称を教えてください。

議長 柳田裕平 ちょっと暫時、休憩します。

(休 憩)  
(再 開)

議長 柳田裕平 再開します。畠山課長。

住民生活課長 畠山孝直 すみません。お答えします。それ以前の名称は「秋田市・潟上市・八郎湖周辺清掃事務組合ブロック広域化協議会」でございます。

議長 柳田裕平 よろしいですか。他にございませんか。はい、京極君。

2番 京極幸村 7ページ、8ページの除排雪関係についてお伺いします。  
7ページの下の方だと、「出勤は平均で16日間」となっていて、8ページの方だと、上の方ですね、「出勤は平均で2日間」ってなってるんですけども。  
この平均っていうのは、何の平均なのか、週平均なのか、月平均なのか、伺います。

議長 柳田裕平 はい、建設課長。

建設水道課長 加藤恒貴 はい、お答えいたします。

「16日間平均」というのが1月の稼働平均でございます。あと、8ページにあります「平均で2日間」というのは、2月19日現在の2月の平均稼働日のことでございます。以上です。

議長 柳田裕平 はい、京極君。

2番 京極幸村 そうすると、平均っていうと、稼働日数に対して割ってる分母の数があると思うんですけども、今の説明だと平均ではなく実稼働日数ということでしょうか。

議長 柳田裕平 はい、建設課長。

建設水道課長 加藤恒貴 はい、概ね、稼働日、出勤する方、それから、次の日に出勤する方、それぞれ分かれておまして、稼働…言われますように、稼働平均日数と捉えて結構でございます。以上です。

議長 柳田裕平 京極君、一人一問程度ということになってますので。

2番 京極幸村 はい。

議長 柳田裕平 他にございませんか。はい、小野君。

4番 小野千春 はい、4番 小野です。先ほど、「広域マイタウンバス」こちら、人員削減によって減便になるということのご説明がございました。  
そこで協議があったということですが、この協議内容についてご質問いたします。  
何時、どのような人が減便しているバスの利用者だったか、もし分かれば、分かる範囲で教えてください。

議長 柳田裕平 はい、総務課長。

総務課長 村井健一 只今のご質問ですが、お答えします。

減便となる便につきましては、五城目バスターミナル発18:05、この便が八郎潟駅までのルートなのですが、この便を減便すると、いうことでございます。

その利用日数等については、書いた物にはございませんけども、極々利用率が低い便だと解釈しております。以上です。

議長 柳田裕平 よろしいですか。はい、他にございませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 柳田裕平 ないようですので、これにて、町長の行政報告に対する質問を終わります。  
次に、日程第6、「**町長の施政方針**」を求めます。はい、副町長。

町長 職務代理者  
副町長 小野良幸 (町長の施政方針 タブレットに掲載のとおり)

議長 柳田裕平 町長の施政方針を終わります。  
次に、日程第7、「**教育長の町教育に関する施政方針**」を求めます。はい、伊藤教育長。

教育長 伊藤暢 (教育長の施政方針 タブレットに掲載のとおり)

議長 柳田裕平 教育長の施政方針を終わります。  
次に、日程第8 承認第1号から、日程第27 議案第31号についてまでの、承認1件、議案19件及び陳情についてを、各委員会に付託する関係で一括上程したいと思いますが、ご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

議長 柳田裕平 ご異議なしと認めます。提案理由の説明を求めます。はい、副町長。

町長 職務代理者  
副町長 小野良幸 提出いたします議案等の概要について、ご説明申し上げます。  
会議日程資料6ページをご覧ください。

**承認第1号「令和7年度八郎潟町一般会計補正予算(第7号)の専決処分の承認を求めることについて」**

令和8年1月27日公示、2月8日投開票となった衆議院議員総選挙について、予算執行前に議会の議決を得る時間的余裕がないため関連予算について1月19日に専決処分したもので、これについて議会に報告し、その承認を求めるものであります。

専決処分の補正予算書1ページをご覧ください。

歳入歳出に、それぞれ429万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を38億5,399万5千円としております。

それでは、歳入をご説明いたします。

8・9ページ、衆議院議員総選挙費委託金に342万5千円を、前年度繰越金に87万1千円をそれぞれ追加しております。

歳出ですが、

10・11ページ、選挙費、衆議院議員総選挙費に総額429万6千円を追加しております。

以上が一般会計補正予算(第7号)の概要であります。

次に、補正予算書1ページをご覧ください。第8号の補正予算書です。

**議案第1号「令和7年度八郎潟町一般会計補正予算(第8号)について」**

1ページをご覧ください。

歳入歳出に、それぞれ1億5,889万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を40億1,289万2千円としております。

あの、別冊の専決処分書、薄い補正予算書、専決処分と書いてます。

議長 柳田裕平 暫時、休憩します。

(休憩)

(再 開)

議長 柳田裕平 再開します。

町長 職務代理者

副町長 小野良幸 はい、続けます。補正予算第8号の予算書の6ページをご覧ください。第2表「繰越明許費」をご覧ください。

衛生費の上水道整備事業出資金227万5千円をはじめ、記載しております5事業については、総額1億7,561万3千円を令和8年度へ繰り越すものであります。

それでは、歳入の概要をご説明いたします。

14・15ページ、地方交付税の普通交付税に2億5,402万7千円を追加しております。

16・17ページ、国庫支出金、総務費国庫補助金、デジタル基盤改革支援補助金1,155万9千円の追加は、国が進めるシステム標準化に係るものであります。土木費国庫補助金では、社会資本整備総合交付金から916万7千円を、道路メンテナンス事業費補助金から682万1千円を、それぞれ減額しております。

20・21ページ、繰入金の財政調整基金繰入金につきましては、2億700万円を減額し、補正後の繰入額を0円としております。

前年度繰越金には1億2,540万1千円を追加し、補正後額を令和6年度決算における実質収支額と同額の2億2,101万1千円としております。

22・23ページ、町債につきましては、事業費の確定、実績見込みなどにより、総額で1,980万円を減額しております。内容につきましては、

7・8ページの第3表「地方債補正」をご覧ください。充当事業の実績見込みなどにより10事業の限度額を変更しております。

続きまして、歳出の主なものをご説明いたします。

24・25ページ、総務費、財産管理費の積立金には、総額3億4,419万7千円を追加しております。そのうち、財政調整基金積立金には3億969万7千円を追加し、

26・27ページ、がんばれふるさと基金積立金には3,433万5千円を追加しております。

電子計算費、使用料及び賃借料3,194万9千円の減額は、ガバメントクラウドの使用期間確定による減額であります。負担金、補助及び交付金の秋田県町村電算システム共同事業組合負担金は実績により2,044万8千円を減額しております。

28・29ページ、賦課徴収費、負担金、補助及び交付金、重点支援地方交付金（不足額給付）から686万4千円を減額しております。これは、令和6年分所得における重点支援地方交付金の不足額給付の実績によるものであります。

32・33ページ、民生費、社会福祉総務費の国民健康保険特別会計繰出金につきましては、保険基盤安定負担金の交付決定により276万を追加しております。

40・41ページ、農林水産業費、経営所得安定対策事業費、八郎潟町水田利活用支援対策事業交付金217万円の減額は、事業見込みによるものであります。

44・45ページ、土木費、道路維持舗装費の機械器具費から511万3千円を減額しております。これは、内水浸水対策として購入した可搬式排水ポンプの請負差額であります。

46・47ページ、消防費、施設費、負担金、補助及び交付金128万7千円の追加は、真坂地区の防火水槽修繕工事に係るものであります。

54・55ページ、公債費、元金から1,643万5千円を減額しております。これは、繰上償還による定時償還額の減額によるものであります。

なお、各項目に計上されている人件費につきましては、

56ページからの給与費明細書に総額を記載しております。特別職では103万7千円を減額し、一般職でも1,930万9千円の減額となっております。

以上が一般会計補正予算（第8号）の概要であります。

## 議案第2号「令和7年度八郎潟町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について」

61ページをご覧ください。

歳入歳出から、それぞれ1,553万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を6億7,744万6千円としております。

68・69ページ、歳入の主なものは、県支出金、保険給付費等交付金から総額1,610万4千円を減額しております。

70・71ページ、歳出の主なものは、保険給付費の一般被保険者療養給付費から実績見込みにより1,414万1千円を減額しております。

以上が国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の概要であります。

次に、

**議案第3号「令和7年度八郎潟町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について」**

77ページをご覧ください。

歳入歳出に、それぞれ172万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億961万9千円としております。

84・85ページ、歳入の主なものは、普通徴収保険料に155万2千円を追加しております。

86・87ページ、歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金に125万2千円を追加しております。これは保険料等負担金の額が決定したことによるものであります。

以上が後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の概要であります。

次に、

**議案第4号「令和7年度八郎潟町介護保険特別会計補正予算（第3号）について」**

89ページをご覧ください。

保険事業勘定の歳入歳出に、それぞれ1,316万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を10億4,499万3千円としております。

96・97ページ、歳入の主なものは、保険料に総額633万9千円を、国庫支出金に総額152万6千円をそれぞれ追加しております。

98・99ページ、繰入金、介護給付費準備基金繰入金は500万円を減額し、予算額を0円としております。前年度繰越金については1,128万3千円を追加しております。

102・103ページ、歳出の主なものは、基金積立金、介護給付費準備基金積立金に1,491万6千円を追加しております。

以上が介護保険特別会計補正予算（第3号）の概要であります。

次に、

**議案第5号「令和7年度八郎潟町水道事業会計補正予算（第3号）について」**

107ページをご覧ください。

収益的収入に196万3千円を追加し、総額を1億4,188万3千円としております。収益的支出には235万9千円を追加し、総額を1億5,375万5千円としております。

108ページ、資本的収入に160万8千円を追加し、総額を3,977万2千円としております。

112・113ページ、収益的収入の主なものは、営業収益、防火水槽修繕工事費128万7千円を追加しております。これは、真坂地区の消防設備の修繕工事に係る一般会計からの負担金であります。収益的支出の主なものは、営業費用の資産減耗費に207万6千円を追加しております。

114・115ページ、資本的収入の主なものは、企業債に470万円を追加しております。これは、中嶋地区配水管布設替事業の設計業務に係るものであります。

以上が水道事業会計補正予算（第3号）の概要であります。

次に、

**議案第6号「令和7年度八郎潟町公共下水道事業会計補正予算（第3号）について」**

117ページをご覧ください。

収益的収入から1,058万2千円を減額し、総額を2億170万8千円としております。収益的支出から1,039万6千円を減額し、総額を2億46万6千円としております。

118ページ、資本的収入から209万9千円を減額し、1億949万6千円としております。資本的支出は322万3千円を減額し、総額を1億6,873万3千円として

おります。

122・123ページ、収益的収入の主なものは、一般会計補助金から986万4千円を減額しております。収益的支出の主なものは、総係費、下水道事業計画及び都市計画事業認可変更業務委託から507万1千円を、流域下水道維持管理負担金、流域下水道汚泥焼却維持費負担金から597万5千円をそれぞれ減額しております。

124・125ページ、資本的収入の主なものは、企業債から総額250万円を減額しております。

資本的支出の主なものは、建設改良費から総額274万3千円を減額しております。これは、実績による減額であります。

以上が公共下水道事業会計補正予算（第3号）の概要であります。

次に、会議日程資料7ページをご覧ください。

#### **議案第7号「職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例について」**

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律及び国家公務員等の旅費に関する法律施行令が令和7年4月1日に施行されたことに鑑み、所要の規定を整備する必要があることから、本条例を改正するものであります。

主な内容は、旅費は、最も経済的かつ合理的な通常の方法により計算することとして、旅行に要する実費を弁償するものとしたことなどであります。

次に、60ページをご覧ください。

#### **議案第8号「八郎潟町防災行政無線通信施設設置条例の一部を改正する条例について」**

令和8年5月31日に移動系無線が廃止されること及び全国瞬時警報システム（J-ALERT）の規定を定めることに伴い、所要の規定を整備する必要があることから、本条例を改正するものであります。

主な内容は、基地局、陸上移動局を廃止したこと、全国瞬時警報システムを追加したことなどであります。

次に、62ページをご覧ください。

#### **議案第9号「八郎潟町防災会議条例の一部を改正する条例について」**

男鹿・湖東地区の消防広域化により、令和8年4月1日から消防本部が変わることに伴い、所要の規定を整備する必要があることから、本条例を改正するものであります。

内容は、防災会議の委員となっている旧組合の消防長を新消防本部消防長に改めるものであります。

次に、64ページをご覧ください。

#### **議案第10号「八郎潟町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について」**

新たに機能別消防団員制度を導入することに伴い、所要の規定を整備する必要があることから、本条例を改正するものであります。

主な内容は、機能別団員を設け、定年、年額報酬を定めたことなどであります。

次に、68ページをご覧ください。

#### **議案第11号「八郎潟町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について」**

道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令及び道路法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、所要の規定を整備する必要があるため、本条例を改正するものであります。

内容は、占用料の額等を定めた別表を全て改めることであります。

次に、86ページをご覧ください。

#### **議案第12号「第7次八郎潟町総合計画の策定について」**

令和8年度から令和17年度までを計画期間とする第7次八郎潟町総合計画を別冊のとおり定めることについて、八郎潟町議会基本条例第8条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、87ページをご覧ください。

#### **議案第13号「八郎潟町過疎地域持続的発展計画の変更について」**

八郎潟町過疎地域持続的発展計画を別冊のとおり変更することについて、過疎地域の

持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項において準用する同条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

続きまして、令和8年度八郎潟町各会計予算案の概要についてご説明いたします。

当初予算書1ページをご覧ください。

#### 議案第14号「令和8年度八郎潟町一般会計予算について」

歳入歳出予算の総額を38億9,261万4千円とし、前年度比5億9,917万4千円、18.2%の増となっております。

別添の一般会計予算資料というのがございますけれども、資料の

2ページをご覧ください。歳入につきましては、町税、繰入金などの自主財源が総額で13億8,045万4千円と、前年度比5億9,259万5千円、75.2%の増となっております。

また、地方交付税、国庫支出金などの依存財源につきましては、総額で25億1,216万円と、前年度比657万9千円、0.3%の増となっております。

同じく、予算資料の

4ページ、性質別の歳出につきましては、人件費、扶助費などの義務的経費が総額で20億4,498万円と前年度比6億34万4千円、41.6%の増、物件費、補助費等などの消費的経費は、総額で12億1,703万4千円と、前年度比1億4,653万3千円、10.7%の減となっております。普通建設事業費を主とする投資的経費は、総額で2億3,732万2千円と、前年度比1億2,426万9千円、109.9%の増となっております。

また、貸付金、繰出金等のその他経費では、総額で3億9,327万8千円と、前年度比2,109万4千円、5.7%の増となっております。

それでは、歳入予算の主なものをご説明いたします。

再び、当初予算書をお開きください。当初予算書の

9ページをご覧ください。

町税に4億8,366万5千円を計上し、前年度比4,265万1千円の増としております。

地方交付税は、前年度同額の16億3,500万円、国庫支出金につきましては、2億8,802万円を計上し、前年度比7,385万4千円の減としております。これは令和7年度に実施したシステム標準化及びガバメントクラウド対応に係るデジタル基盤改革支援補助金の減等によるものであります。

県支出金は、前年度比131万7千円減の2億2,933万8千円を計上しております。

繰入金には、7億8,201万6千円を計上しており、前年度比5億4,370万2千円の増となっております。これは、令和3年度に発行した新庁舎建設事業の地方債繰上償還に係る財源等として、財政調整基金7億4,680万円を繰り入れることなどによるものであります。

町債は、前年度比7,830万円増の1億9,580万円としております。内訳につきましては、

7ページの第2表「地方債」をご覧ください。掲載しております12事業については、いずれも交付税措置のある地方債であります。

なお、歳入の詳細につきましては、

12ページから37ページまで記載しております。

次に、歳出の主なものをご説明いたします。

46・47ページ、総務費、財産管理費、公用車車庫解体工事に356万4千円を追加しております。これは、公用車車庫の老朽化が著しく、天井の落下などの恐れがあることから、解体するものであります。

48・49ページ、総務費、電子計算費、使用料及び賃借料のガバメントクラウド使用料1,416万5千円は、国が進める政府共通のクラウドサービスの使用に係るものであります。負担金、補助及び交付金、秋田県町村電算システム共同事業組合負担金には6,588万8千円を計上しております。これは、県内12町村で構成される、電算システムの共同処理に係るものであります。

50・51ページ、自治振興費には南秋地域公共交通活性化協議会負担金1,123万8千円、湖東厚生病院運営費補助金2,633万4千円をそれぞれ計上しております。

企画費にふるさと納税推進事業として、ふるさと納税報償費900万円をはじめ、通信運搬費、ふるさと納税公金支払収納システム使用料など総額で1,854万4千円を計上しております。

58・59ページ、選挙費、秋田県議会議員一般選挙費に総額112万5千円を計上しております。なお、県議会議員選挙は、令和9年4月に予定されております。

62・63ページ、民生費、社会福祉総務費、負担金、補助及び交付金、社会福祉協議会事務局職員設置費補助金には2,340万4千円を、操出金、国民健康保険特別会計操出金に3,700万5千円をそれぞれ計上しております。

医療給付費の扶助費には、総額で5,428万8千円の福祉医療費を計上しており、そのうち町単独分は544万円となっております。

64・65ページ、障害福祉費、扶助費の総額2億937万7千円は、自立支援給付費などに係るものであります。

66・67ページ、老人福祉費の介護保険特別会計操出金には1億5,548万円を計上しております。

70・71ページ、児童措置費、委託料、地域子育て支援センター事業委託料に849万1千円を、負担金、補助及び交付金、すこやか子育て支援事業費補助金に1,026万3千円をそれぞれ計上しております。扶助費の児童手当には、5,740万5千円を計上しております。施設型給付費の1億2,587万8千円につきましては、認定こども園の運営費に係るものであります。

74・75ページ、衛生費、保健衛生総務費、使用料及び賃借料、健康管理システム利用料に652万1千円を計上しております。これは、ガバメントクラウドに移行した健康管理システムの利用料に係るものであります。

予防費には、予防接種委託料を含め総額1,223万7千円を計上しております。

78・79ページ、健康増進事業費には総合健診委託料1,432万円を計上しております。

80・81ページ、環境衛生費の負担金、補助及び交付金の湖東地区斎場負担金561万8千円は、湖東地区行政一部事務組合の解散により、斎場の管理を実施することとなった潟上市に対する負担金であります。

後期高齢者医療費の負担金、補助及び交付金には県後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金9,842万2千円を、操出金には後期高齢者医療特別会計への事務費及び保険基盤安定操出金として総額3,741万5千円をそれぞれ計上しております。

82・83ページ、塵芥処理費にあつては、ゴミ収集業者委託料に1,392万3千円、八郎湖周辺清掃事務組合負担金に8,450万をそれぞれ計上しております。ごみ処理施設整備基本計画策定等委託費用負担金241万円につきましては、秋田中央地域ごみ処理広域化協議会における、ごみ処理の広域化基本計画の策定に係るものであります。

し尿処理費では、八郎潟町・井川町衛生処理施設組合負担金に1,173万円を計上しております。

84・85ページ、上水道費、上水道整備事業出資金347万円を計上しております。これは、水道事業会計で実施する中嶋地区の配水管の布設替え工事に係るものであります。

88・89ページ、農林水産業費、農業振興費、負担金、補助及び交付金の農業機械等支援事業交付金に500万円を計上しております。これは、一定の要件を満たす農家の機械購入等を支援するものであります。

90・91ページ、土地改良施設管理費、多面的機能支払交付金に3,087万3千円を計上しております。これは、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、地域の共同活動を支援するものであります。

農村環境改善センター管理運営費には、農村環境改善センターの長寿命化等を目的とした改修事業として、工事費、監理業務委託料を合わせて1億3,284万5千円を計上しております。

94・95ページ、商工費、商工振興費のまちづくり活動センター管理運営委託料1,147万円につきましては、人件費、光熱水費、燃料費など、同センターの管理運営に係る委託料であります。貸付金には、秋田県信用保証協会貸付金2,000万円を計上しております。

100・101ページ、土木費、道路維持舗装費に町道・下水路整備工事1,783万円を計上しております。これは、町道羽立中央線外道路修繕工事をはじめ町道の維持補修等に係るものであります。

社会資本整備総合交付金事業の町道整備工事5,310万8千円につきましては、町道小池岡本下台線道路改良工事等に係るものであります。

102・103ページ、公共下水道費には、総額で1億167万3千円を計上しております。これは、公共下水道事業会計への補助金及び出資金であります。

104・105ページ、消防費、常備消防費には、男鹿潟上南秋消防組合負担金1億

8, 963万1千円を計上しております。

108・109ページ、災害対策費、内水ハザードマップ作成業務委託料214万5千円につきましては、令和7年度に作成した内水浸水想定区域図をもとに、内水浸水に係るハザードマップを作成するものであります。負担金、補助及び交付金に情報集約配信システム負担金773万5千円を計上しております。これは、秋田県が整備した、市町村等からの災害関連情報を集約し、Lアラート等に配信するシステムに対する負担金であります。

112・113ページ、教育費、教育助成費、報償費に465万6千円を計上しております。このうち460万8千円が部活動の地域移行に伴う地域スポーツクラブ活動指導員に対する謝礼となっております。

負担金、補助及び交付金には、学校給食費助成金に1,666万9千円を計上しております。

126・127ページ、中羽立公園体育施設管理運営費、委託料、公園管理委託料に1,310万円を計上しております。これは、公園の樹木、芝生の管理等に係るものでございます。中羽立公園施設長寿命化計画策定業務委託料965万8千円につきましては、中羽立公園を長期的に利用していくための改善方針を定めるものであり、計画策定後は年次計画により施設の長寿命化を進めていく予定としております。

132・133ページ、公債費には、元金・利子を合わせて総額で8億9,755万1千円を計上しております。元金については、定時償還2億8,952万円の他、令和3年度に発行した新庁舎建設に係る地方債の繰上償還元金5億9,857万円を計上しております。

なお、各項目に計上されている人件費につきましては、

134ページからの給与費明細書に記載しております。特別職については総額で9,359万3千円、一般職は総額で5億9,741万2千円となっております。

140ページ、地方債の令和8年度未借入残高は15億5,422万2千円の見込みとなっております。

以上が一般会計予算の概要であります。

次に、

#### 議案第15号「令和8年度八郎潟町国民健康保険特別会計予算について」

141ページをご覧ください。

歳入歳出予算の総額を6億7,925万5千円とし、前年度比970万1千円、1.4%減としております。

148・149ページ、歳入の主なものは、国民健康保険税に総額8,796万5千円を計上し、前年度比1,094万8千円の増となっております。

150・151ページ、県補助金には、保険給付費等交付金の普通交付金5億1,875万円をはじめ、総額で5億3,097万3千円を計上しております。

152・153ページ、繰入金の一般会計繰入金には、保険基盤安定負担金、出産育児一時金、財政安定化支援事業分などとして総額3,700万5千円を計上しております。

繰越金には、2,326万3千円を計上しております。

158・159ページ、歳出の主なものは、保険給付費、療養諸費の一般被保険者療養給付費に4億5,214万9千円を、高額療養費では、一般被保険者高額療養費に5,996万7千円をそれぞれ計上しております。

160・161ページ、国民健康保険事業費納付金の医療給付費分には、8,127万5千円を、後期高齢者支援金等分には3,228万4千円を、介護納付金分には904万7千円をそれぞれ計上しております。

以上が国民健康保険特別会計予算の概要であります。

#### 議案第16号「令和8年度八郎潟町後期高齢者医療特別会計予算について」

169ページをご覧ください。

歳入歳出予算の総額を1億2,996万8千円とし、前年度比3,233万7千円、3.1%の増としております。

176・177ページ、歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料に総額で9,223万6千円を、一般会計繰入金には、事務費及び保健基盤安定分を合わせ総額で3,7415千円をそれぞれ計上しております。

180・181ページ、歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金に1億2,

844万9千円を計上しております。

以上が後期高齢者医療特別会計予算の概要であります。

次に、

**議案第17号「令和8年度八郎潟町介護保険特別会計予算について」**

185ページをご覧ください。

保険事業勘定の歳入歳出予算の総額を10億1,330万円とし、前年度比3,308万8千円、3.4%の増としております。

また、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額は、642万5千円と、前年度比37万1千円の増としております。

192・193ページ、保険事業勘定の歳入の主なものは、保険料の第1号被保険者保険料に1億7,840万2千円を、国庫支出金の介護給付費負担金に1億6,165万2千円を、国庫補助金には総額で9,262万2千円をそれぞれ計上しております。

194・195ページ、支払基金交付金には総額で2億6,023万円を、県支出金の介護給付費負担金には1億4,384万3千円をそれぞれ計上しております。

196・197ページ、一般会計繰入金は、介護給付費一般会計繰入金など、総額で1億5,548万円としております。

202・203ページ、歳出の主なものは、総務費の認定審査会共同設置負担金に297万9千円を計上しております。

204・205ページ、保険給付費の介護サービス等諸費には、総額で8億4,035万4千円を、

206・207ページ、介護予防サービス等諸費には、総額で1,855万3千円を、

208・209ページ、高額介護サービス等費には、総額で2,716万円を、特定入所者介護サービス等費には総額で5,000万2千円をそれぞれ計上しております。

214・215ページ、地域支援事業費の包括的支援予防事業・任意事業費には、総額で2,840万円を計上しております。

以上が介護保険特別会計予算の概要であります。

次に、

**議案第18号「令和8年度八郎潟町水道事業会計予算について」**

233ページをご覧ください。

給水戸数を前年度比10戸減の2,510戸、年間総給水量を前年度比2万2,100立方メートル減の46万100立方メートルと見込んでおります。

252・253ページ、収益的収入の主なものは営業収益の給水収益に1億2,129万7千円を計上しております。

254・255ページ、収益的支出の主なものは、営業費用、原水及び浄水費の委託料に高度浄水処理設備保守点検業務等委託料1,292万8千円、

256・257ページ、動力費に浄水場電気料1,584万円、薬品費822万2千円をそれぞれ計上しております。

260・261ページ、減価償却費では有形固定資産減価償却費として5,844万5千円を、営業外費用、支払利息には企業債利息460万2千円をそれぞれ計上しております。

262・263ページ、資本的収入につきましては、企業債の水道管路防災・安全交付金事業債に3,440万円を、浄水施設等整備事業債に410万円をそれぞれ計上しております。

資本的支出の主なものは、建設改良費、配水施設整備費に配水管整備事業工事費4,603万5千円を計上しております。これは中嶋地区の配水管の布設替え工事に係るものであります。

企業債償還金には、3,874万8千円を計上しております。

以上が水道事業会計予算の概要であります。

次に、

**議案第19号「令和8年度八郎潟町公共下水道事業会計予算について」**

265ページをご覧ください。

処理戸数を前年度比20戸減の2,070戸、年間有収水量を前年度比4千立方メー

トル減の41万6千立方メートルと見込んでおります。

284・285ページ、収益的収入の主なものは、営業収益、公共下水道使用料に6,997万9千円を、営業外収益、他会計補助金に8,299万円をそれぞれ計上しております。

288・289ページ、収益的支出の主なものは、流域下水道維持管理負担金に総額4,376万8千円を、減価償却費では、有形固定資産減価償却費、無形固定資産減価償却費を合わせて総額1億1,895万9千円をそれぞれ計上しております。

営業外費用、企業債利息には1,799万3千円を計上しております。

292・293ページ、資本的収入の主なものは、企業債に総額8,720万円を、出資金、一般会計出資金に1,861万9千円をそれぞれ計上しております。

資本的支出は、管渠建設改良費、工事請負費に汚水管渠等築造工事324万6千円を、流域下水道建設負担金に秋田湾・雄物川流域下水道事業負担金586万4千円をそれぞれ計上しております。

企業債償還金には、1億5,285万1千円を計上しております。

以上が、公共下水道事業会計予算の概要であります。

以上の会計につきましては、地方自治法第96条第1項第2号及び地方公営企業法第24条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご可決くださるようお願い申し上げます。

議長 柳田裕平 それではここで昼食のため、午後1時30分まで休憩いたします。  
(午前11時51分)  
(休憩)  
(再開)  
(午後1時30分)

議長 柳田裕平 それでは、午前中に引き続き再開いたします。  
その前に、承認第1号についての資料が配布されてませんでしたので、もう一度、説明を求めます。はい、副町長。

町長 職務代理者

副町長 小野良幸 承認第1号について、資料が配布されておりました。大変申し訳ございませんでした。再度、説明したいと思います。

#### 承認第1号「令和7年度八郎潟町一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認を求めることについて」

令和8年1月27日公示、2月8日投開票となった衆議院議員総選挙について、予算執行前に議会の議決を得る時間的余裕がないため関連予算について1月19日に専決処分したもので、これについて議会に報告し、その承認を求めるものであります。

専決処分の補正予算書1ページをご覧ください。

歳入歳出に、それぞれ429万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を38億5,399万5千円としております。

それでは、歳入をご説明いたします。

8・9ページ、衆議院議員総選挙費委託金に342万5千円を、前年度繰越金に87万1千円をそれぞれ追加しております。

歳出につきましては、

10・11ページ、選挙費、衆議院議員総選挙費に総額429万6千円を追加しております。

以上が一般会計補正予算（第7号）の概要であります。以上でございます。

議長 柳田裕平 次に、日程第8、承認第1号「令和7年度八郎潟町一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認を求めることについて」の質疑を行います。質疑ありませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 柳田裕平 質疑なしと認めます。よって、承認第1号についての質疑を終わります。  
次に、日程第9、議案第1号「令和7年度八郎潟町一般会計補正予算（第8号）」につい

て」の質疑を行います。質疑ありませんか。

議長 柳田裕平 質疑なしと認めます。よって、議案…あ、はい、小柳聡君。

11番 小柳 聡 はい、すいません。21ページになります。  
ちょっと確認の意味で、委員会たぶん違うと思いますので、確認の意味での質問となりますが。  
「物品売払収入」、これ、おそらく…あの、これ、こういった内容のものかちょっと、なんとなく過去の発言で分かるんですけども、一応、確認させていただきたい。

議長 柳田裕平 はい、加藤課長。

建設水道課長 加藤恒貴 はい、お答えいたします。町が保有しております除雪ローダーの売却ということで、その予算を計上してございます。

議長 柳田裕平 よろしいですか。

11番 小柳 聡 はい。

議長 柳田裕平 はい、他にございませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 柳田裕平 質疑なしと認めます。  
次に、日程第10、**議案第2号「令和7年度八郎潟町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について」**の質疑を行います。質疑ありませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 柳田裕平 質疑なしと認めます。議案第2号についての質疑を終わります。  
次に日程第11、**議案第3号「令和7年度八郎潟町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について」**の質疑を行います。質疑ありませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 柳田裕平 質疑なしと認めます。議案第3号についての質疑を終わります。  
次に日程第12、**議案第4号「令和7年度八郎潟町介護保険特別会計補正予算(第3号)について」**の質疑を行います。質疑ありませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 柳田裕平 質疑なしと認めます。議案第4号についての質疑を終わります。  
次に日程第13、**議案第5号「令和7年度八郎潟町水道事業会計補正予算(第3号)について」**の質疑を行います。質疑ありませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 柳田裕平 質疑なしと認めます。議案第5号についての質疑を終わります。  
次に日程第14、**議案第6号「令和7年度八郎潟町公共下水道事業会計補正予算(第3号)について」**の質疑を行います。質疑ありませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 柳田裕平 質疑なしと認めます。議案第6号についての質疑を終わります。  
次に日程第15、**議案第7号「職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例について」**の質疑を行います。質疑ありませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 柳田裕平 質疑なしと認めます。議案第7号についての質疑を終わります。  
次に日程第16、**議案第8号「八郎潟町防災行政無線通信施設設置条例の一部を改正する条例について」**の質疑を行います。質疑ありませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 柳田裕平 質疑なしと認めます。議案第8号についての質疑を終わります。

次に日程第17、議案第9号「八郎潟町防災会議条例の一部を改正する条例について」の質疑を行います。質疑ありませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 柳田裕平 質疑なしと認めます。議案第9号についての質疑を終わります。  
次に日程第18、議案第10号「八郎潟町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について」の質疑を行います。質疑ありませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 柳田裕平 質疑なしと認めます。議案第10号についての質疑を終わります。  
次に日程第19、議案第11号「八郎潟町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について」の質疑を行います。質疑ありませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 柳田裕平 質疑なしと認めます。議案第11号について質疑を終わります。  
次に日程第20、議案第12号「第7次八郎潟町総合計画の策定について」の質疑を行います。質疑ありませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 柳田裕平 質疑なしと認めます。議案第12号についての質疑を終わります。  
次に日程第21、議案第13号「八郎潟町過疎地域持続的発展計画の変更について」の質疑を行います。質疑ありませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 柳田裕平 質疑なしと認めます。議案第13号についての質疑を終わります。  
次に日程第22、議案第14号「令和8年度八郎潟町一般会計予算について」の質疑を行います。質疑ありませんか。はい、野原君。

7番 野原静雄 はい、7番 野原でございます。今回の一般会計の当初予算について、基本的なことをお伺いします。  
去年よりも約6億円増えております。この38億9,200万っていうのは、すごく大きいお金だと思いますけど。これは過去の当初予算から見て、どのくらい、最も高いのか、それとも、かなり上位ランクなのか、平均すれば普通の辺りなのかっていう部分の、ここの位置付けを教えてくださいということ。  
もう一つ、この大幅に増えてる理由として財政調整基金の切り崩しと、債務、公債費に充てているという部分であろうかと、大雑把に言うんですけど、そういうかたちなんでしょうかと思いますが。ここでの基本的な考え方を教えてください。以上です。

議長 柳田裕平 はい、総務課長。

総務課長 村井健一 只今のご質問についてでございますが、38億9,200万程度の当初予算額については、ちょっと過去の物が手元に無いので何とも言えませんが、特別多くも無いと思っております。特別委員会の中で、もし、そのへんのデータがあれば、また、お伝えしたいと思います。  
議員言いましたように、対前年度比の6億弱の増につきましては、議員おっしゃったとおり財政調整基金の取り崩し、これにつきましては…これにつきましては、令和3年度に庁舎建設で借り入れした分の繰上償還が5億…まあ6億弱ありますので、その分だと認識しております。以上です。

7番 野原静雄 はい、分かりました。

議長 柳田裕平 野原さん、よろしいですか。

7番 野原静雄 はい、分かりました。ありがとうございました。

議長 柳田裕平 他にございませんか。はい、小野さん。

4番 小野千春 令和3年に、お借りした時に何年償還ということで最初は借りていたものでしょうか。

議長 柳田裕平 はい、村井総務課長。

総務課長 村井健一 ええと、すいません。あの、手元にその償還年月、手元にちょっと無いので、特別委員会の時にお答えさせていただきます。

議長 柳田裕平 はい、他に、はい、小野君。

4番 小野千春 ありがとうございます。その時に通常、体育館やホール、この庁舎も、その通りですけれども、何十年も使う施設の建設を一世代の税金で賄うのは、必ずしも公平とは言えないことから、今みたいに公債を発行するなり借入するなりして、世代間の返済の公平性を取るという観点がありますが、それはこの度、野原議員と一緒に何か目的があって一時に返すっていう政策を立てたと思いますので、その時同時にご説明いただければありがたいです。

議長 柳田裕平 はい、村井総務課長。

総務課長 村井健一 今、小野議員言ったとおりでございますけども、その時に詳細な数字お答えしますが、基本的には利息が大幅に改定なりまして…まあ、その時、数字、詳細申し上げますが、かなり利息が、支払いが増えることとなりますので、今回、繰上して償還したほうが有利だということでの繰上償還となっております。

議長 柳田裕平 よろしいですね。はい、他にございませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 柳田裕平 ないようですので、質疑なしと認めます。議案第14号について質疑を終わります。次に日程第23、**議案第15号「令和8年度八郎潟町国民健康保険特別会計予算について」**の質疑を行います。質疑ありませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 柳田裕平 質疑なしと認めます。議案第15号についての質疑を終わります。次に日程第24、**議案第16号「令和8年度八郎潟町後期高齢者医療特別会計予算について」**の質疑を行います。質疑ありませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 柳田裕平 質疑なしと認めます。議案第16号について質疑を終わります。次に日程第25、**議案第17号「令和8年度八郎潟町介護保険特別会計予算について」**の質疑を行います。質疑ありませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 柳田裕平 質疑なしと認めます。議案第17号についての質疑を終わります。次に日程第26、**議案第18号「令和8年度八郎潟町水道事業会計予算について」**の質疑を求めます。質疑ありませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 柳田裕平 質疑なしと認めます。議案第18号についての質疑を終わります。次に日程第27、**議案第19号「令和8年度八郎潟町公共下水道事業会計予算について」**の質疑を行います。質疑ありませんか。はい、小野君。

4番 小野千春 午前中の説明で、戸数のところの減があったというご説明がございました。給水のほうは10戸減ってというふうに見積もってられるということに対して、下水のほうは20戸減ということになっておりますが、その数字が違う訳ですけれども、どういった見積もりか教えてください。

議長 柳田裕平 はい、加藤課長。

建設水道課長 加藤恒貴 はい、お答えいたします。  
実数としての戸数というよりは、予算上、月平均で換算してございます。毎年、その調

定、あ、毎月、その調定を立ててやってるんですが、その差、下水道使っていない方、あるいは上水道使っていない方もおりますので、そのへんの差ということで計上してございます。以上です。

議長 柳田裕平 よろしいですか。はい、小野君、どうぞ。

4番 小野千春 はい、ありがとうございました。実数っていうよりは…そのあの、何て言うかしら、割合によって戸数を仮定したということの理解でよろしかったでしょうか。

議長 柳田裕平 はい、加藤課長。

建設水道課長 加藤恒貴 はい、その通りです。毎月の例月の実態によって、その多めと言いますか、少なめのほうで計上してございます。

議長 柳田裕平 よろしいですか。他にございますか。  
(質疑なしの声あり)

議長 柳田裕平 ないようですので、議案第19号についての質疑を終わります。  
次に日程第28、「陳情について」を上程します。  
タブレットに掲載しております陳情文書表のとおり、陳情は1件であります。陳情につきましては、常任委員会で審議をお願いしたいと思います。  
次に日程第29、「予算等特別委員会の設置について」を議題とします。  
委員会条例第5条第1項の規定により「予算等特別委員会」を設置し、令和8年度当初予算関係議案ほか、第7次八郎潟町総合計画の策定について及び八郎潟町過疎地域持続的発展計画の変更についての審査をしたいと思いますが、ご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

議長 柳田裕平 ご異議なしと認め、予算等特別委員会を設置することに決定しました。  
次に、予算等特別委員会の定数は、委員会条例第5条第2項の規定により11名とし、委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、私を除く議席番号1番から11番までの皆さんを委員に指名いたしますが、これにご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

議長 柳田裕平 異議なしと認め、予算等特別委員会の定数は11名に決定し、議席番号1番から11番までの皆さんを予算等特別委員会の委員に決定いたしました。  
次に…暫時休憩します。  
(休憩)  
(再開)

議長 柳田裕平 再開します。次に、提出された議案・陳情につきましては、議事日程表及び陳情文書表に記載のとおり、所管の各委員会に付託したいと思います。ご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

議長 柳田裕平 ご異議なしと認め、所管の各委員会に付託することといたします。  
事務局長から、常任委員会室を報告させます。はい、事務局長。

事務局長 加藤宏 それでは、第1委員会室で総務産業常任委員会。第2委員会室で教育民生常任委員会を開催していただきます。

議長 柳田裕平 これより、各常任委員会を開いていただきます。  
明日は、午前10時より本会議を開きます。  
本日の会議はこれをもって散会いたします。  
どうもご苦労様でした。

(午後1時51分)

# 令和8年八郎潟町議会3月定例会 会議録

第2日目 令和8年3月4日(水)

(午前10時)

議長 柳田裕平 おはようございます。  
ただいまの出席議員は、12名全員であります。  
定足数に達しておりますので、八郎潟町議会3月定例会は成立いたします。  
なお、町長は病気療養中のため欠席いたします。  
これより、本日の会議を開きます。答弁のため出席を求めた者、町長職務代理者副町長、教育長、各課課長、会計責任者であります。会計管理者であります。  
一般質問に入る前に、昨日の議会中継において通信に不具合があり、音声の一部中継出来ない事象が発生しましたので、町長のその後についての、当局より説明をいただきます。はい、副町長。

町長 職務代理者

副町長 小野良幸 おはようございます。昨日の行政報告でご報告申し上げましたが、先ほど議長の説明にもありましたとおり、音声が入っていなかったということで再度、町長のその後の状況についてご報告申し上げます。  
畠山町長は2月6日に体調不良により緊急搬送され、現在は一般病棟において医師の管理のもと、必要な処置及び治療を受けております。現時点におきましては、意識の回復には至っておりませんが、容体は安定しており、引き続き経過観察をしながら回復に向けた治療を続けていくことになっております。  
議員各位並びに町民の皆様にはご心配をおかけしておりますが、町政運営につきましても、引き続き滞ることなく執行してまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

議長 柳田裕平 日程第1、これより一般質問を行います。  
はじめに8番 小林響騎君の一般質問を行います。はい、小林響騎君。

8番 小林響騎 はい、8番 小林です。よろしくお願いいたします。  
私が初めて議員となってから早いもので、一年が経過いたしました。あっという間の一年であり、正直なところ、まだ十分な成果を上げられていないという焦りも感じております。  
しかし、一方で町政の現状や課題、そして本町が置かれている立場については一定の実感を持って捉えられるようになってきたと感じております。  
本年も町民の皆様が目線に立ち、住みよいまちづくりを少しでも貢献できるよう努めてまいりたいと考えております。  
さて、令和7年12月12日に開催された全員協議会において、第7次総合計画について意見を求められ、私は意見書を提出いたしました。  
まず初めに、その意見書について副町長は、ご覧いただけたか、お伺いいたします。

議長 柳田裕平 はい、小野副町長。

町長 職務代理者

副町長 小野良幸 只今のご質問ですが、見ました。はい。

議長 柳田裕平 はい、小林君。

8番 小林響騎 ありがとうございます。本日は、その意見書の中から、いくつかの点を取り上げ、副町長のご意見をお聞きしたいと考えております。  
はじめに、少子高齢化の解決策について、質問いたします。  
近年、日本全体で少子高齢化が急速に進行しており、本町においても、生産年齢人口の減少等高齢化率の上昇が続いております。14歳以下の年少人口についても既に15年程前に町人口の10%を下回っており、将来に対する強い危機感を抱かざるを得ない状況です。

全国の多くの自治体が同様の課題を抱えておりますが、私は八郎潟町は、その立地や特徴を、特性を活かすことで、この流れに歯止めをかける可能性を十分に持っている町だと考えております。そこで、副町長にお伺いいたします。

少子高齢化は、本町にとって解決すべき重要な課題であるとお考えでしょうか。よろしく申し上げます。

議長 柳田裕平 はい、小野副町長。

町長 職務代理者

副町長 小野良幸 小林議員のご質問に、お答えいたします。

少子高齢化は、町の将来に直結する極めて重要な課題であると認識しております。当然ながら、少子高齢化と人口減少は密接に関連しており、本町の人口は現在約5,000人ですが、社人研の推計では、2035年に約4,000人、2050年には約2,500人まで減少する見込みであります。

人口減少は地域経済の縮小や担い手不足、地域コミュニティの維持など、様々な分野に影響を及ぼすことから、人口の維持、拡大は取り組まなければならない重要な課題であると認識しております。一方では、人口減少が進んでも、地域の魅力を最大限に生かしながら、持続可能なまちづくりへ転換していくことも重要であると考えます。具体的には、子育て支援や教育環境の充実、若者の定着、そして高齢者が安心して暮らせる地域づくりに取り組む必要があると思っております。

議長 柳田裕平 はい、小林響騎君。

8番 小林響騎 ありがとうございます。それでは、その認識を踏まえた上で次の質問に移らせていただきます。

第7次総合計画では、「商店街の発展や企業誘致による雇用創出」が人口減少対策の柱として示されています。

これまで当局においても様々な施策に取り組みられてきたことは、承知しております。

そこで質問です。これまで企業誘致や商店街支援策について、副町長は、どのような成果と課題があったと評価されておりますでしょうか。

議長 柳田裕平 はい、小野副町長。

町長 職務代理者

副町長 小野良幸 町の誘致企業は、昭和44年操業の日本機械工業株式会社秋田工場、平成元年操業の横浜電子工業株式会社の2社で以降、誘致企業の進出はございません。

企業誘致による働く場の確保は、本町のみならず少子高齢化と人口減少が続く秋田県全体の課題となっております。

現在、秋田県・市町村・法人で組織する秋田県企業誘致推進協議会での情報交換や交流を通じて、相互に連携を深めながら全县一体となった誘致活動を推進しているところでございます。

今年度の秋田県誘致企業は現在19拠点で、秋田市が8拠点、大仙市が3拠点など全ての企業が進出環境の整っている市部となっていることから、議員ご承知のとおり本町への誘致企業には至っておりません。

次に、商店街支援につきましては、国の重点支援地方交付金を活用した8回目となる地域商品券交付事業を昨年4月から8月まで実施し、第8弾の利用額は5,051万円でした。

また、9回目となる地域商品券交付事業を来週3月10日から使用開始することとしております。商品券は、八郎潟町内の取扱店88店舗で利用され、発行額は1億2,600万円となっております。

地域商品券事業は、町民の方が町内事業者で使用することから、物価高騰の影響を受けている生活者の負担軽減と地域内消費による町内事業者の支援に一定の効果があるものと認識しております。

なお、地域商品券交付事業は、事業費の規模が大きく、これまで国の交付金を財源として実施していることから、今後については事業実施の継続の有無や規模などについて検討する必要があると思っております。

議長 柳田裕平 はい、小林君。

8番 小林響騎 ありがとうございます。その上で、私は、現行の施策とは異なる角度からの人口減少対策が必要ではないかと考えております。

そこで、私から一つ提案をさせていただきます。

以前、議会においても提案のあった八郎潟町のベッドタウン構想ですが、私自身も、その考え方、基本的に、その考え方に近い考えを持っております。

因みにこれは、企業誘致や町内雇用の創出を否定するものではなく、別のアプローチとして、「働く場所は町外でも、住む場所は八郎潟町を選んでもらう」ことを軸に考える考え方です。

具体策としましては、町外に通勤する子育て世代等を対象に交通費の一部を補助する制度を設けることを想定しております。対象や条件を明確にすることで、八郎潟町に住むメリットを分かり易く示す仕組み作りが可能になると考えております。

八郎潟町は、JRの駅を有し、高速道路のICも近く、国道7号線が南北を貫く等、交通の利便性という大きな強みを持っております。また、八郎潟駅前には「はちパル」があり、待機スペースとして十分に活用出来ます。

この強みを最大限に活かすことで、企業を町内に誘致しなくとも、若い世代の居住地として選ばれる町になる可能性があると考えております。

人口が増えれば、生活需要が拡大し、結果として商店街の活性化や地域経済の循環にも繋がっていくのではないのでしょうか。

そこで質問です。具体策と合わせて、ベッドタウン構想を提案させていただきましたが、今後の人口減少対策の一つとして、前向きに検討していただく余地があるのか、副町長のご所見をお聞かせください。

議長 柳田裕平 はい、小野副町長。

町長 職務代理者

副町長 小野良幸 このことについては、昨年6月定例会で京極議員からの一般質問にもありましたので、同様の答弁となりますが、ご了承ください。

ベッドタウンとしての機能に特化して人口増加を図るという方向性も、まちづくりの一つの選択肢であると考えております。

特に、本町は、秋田市や潟上市、能代市への通勤圏内にある環境であることから、若年層や子育て世代の移住・定住を促進することが可能であります。

このためには、ベッドタウンとしての魅力を活かしながらも、地域内での雇用創出や産業振興、教育・福祉などの生活基盤の充実を図り、多様なライフスタイルに対応出来るまちづくりを目指す必要があると考えております。

議長 柳田裕平 よろしいですか、小林君。はい、小林君。

8番 小林響騎 ええーと、ちょっとよく分からなかったもので、もう一度、詳しく教えてもらってもよろしいでしょうか。

検討する余地は無いということですか。

議長 柳田裕平 はい、小野副町長。

町長 職務代理者

副町長 小野良幸 まあ、全国的に、この通勤費・通学費助成、実施している自治体もあると調べてはおります。

その際に、これ結構、首都圏の方、首都圏の隣くらいの地域において、新幹線で通勤されているとか、それから、高速道路利用の際に助成しているとか、という事例はあるみたいなんです。

検討しないということではなくて、現在、町が行っている様々な移住促進事業、例えば、空き家バンクですとか、移住支援助成金ですとか、地方創生移住支援、それから、地方就職支援金、それから、商店後継・起業者支援、それから、雇用促進奨励金、店舗出店改修等補助金、住まいづくり支援事業、等の現在行っている事業と抱き合わせながら考えるべきものではあると思っております。

決して、その通勤費助成について否定するものではございません。以上です。

議長 柳田裕平 はい、小林君。

8番 小林響騎 はい、分かりました。少子高齢化対策は、八郎潟町の将来を左右する極めて重要な課題であると考えております。私自身、若い世代の一人として、この町で働き、暮らし、そして、次の世代へ繋いでいける町であって欲しいという思いから質問させていただきました。是非、現状にとらわれることなく本腰を入れて課題解決に取り組んでいただくことを強く要望し、次の質問に移らせていただきます。

では次に、地域コミュニティに関して、質問させていただきます。

先の質問でも触れましたが、本町は少子高齢化の影響も大きく、地域コミュニティの維持が年々困難になってきていると感じております。特に、現役世代の地域コミュニティへの参加が難しくなっていることは大きな課題ではないでしょうか。

私自身、現役の働き世代の一人であります。地域での助け合いが大切であることは十分理解しておりますが、正直なところ、時間的にも精神的にも余裕が無い、それが多くの現役世代の実情ではないかと感じております。かつては、三世同居が一般的で、家に人の手がある時代でした。しかし、現在は核家族化が進み、共働き世代も増え、職場では一人一人に求められる業務量や責任も大きくなっております。精神的な負担も増し、社会全体が余裕を失っていると感じております。

そのようなことから、私の基本的な考えとして、持続可能な地域社会形成には負担軽減が必須だと考えております。

本日は、その一例として「ごみの出し方」に絞って質問させていただきます。

現在、八郎潟町では、ごみ袋に記名をして回収もらう仕組みとなっております。この仕組みには、ごみの出し方に責任を持っていただくという一定の効果がある一方で、現場では課題も生じていると認識しております。

そこで、まず、確認の意味でお伺いさせていただきます。

記名の無いごみが回収されなかった場合、その後どのような対応が行われていると副町長は認識されておりますでしょうか。

議長 柳田裕平 はい、小野副町長。

町長 職務代理者

副町長 小野良幸 はい、まあ、認識というよりも住民生活課のほうで担当しておりますけれども、町内会長会議においてもお願いをしておりますが、ごみ集積所から回収されなかった記名の無いごみ袋、これあった場合には、住民生活課のほうへ連絡してくれるようお願いしております。連絡があった場合は担当課で回収しております。以上です。

議長 柳田裕平 はい、小林君。

8番 小林響騎 ありがとうございます。私が町内会の関係者から聞いた話でございます。

記名の無いごみ袋が残された場合、町内会の担当者が持ち帰ったり、その中身を開けてですね、確認して個人を特定し、本人に届けたりしているというケースがあるというお話でした。

もし事実であるとするのであれば、他人のごみを開封し、個人の情報を確認せざるを得ない状況はプライバシーの観点からも大きな負担であり、問題をはらんでいると感じております。

また、第7次総合計画では移住・定住の促進も掲げられておりますが、このような仕組みが結果として地域に入りにくい雰囲気を生んでしまっている可能性も否定出来ないのではないのでしょうか。

そこで、副町長にお願いをいたします。地域コミュニティの負担軽減という観点から、ごみ袋の記名方法や回収のあり方について、現状を前提とするのではなく、改善の余地は無いか一度整理、検討してみても…していただければしないでしょうか。

例えば、記名を廃止した場合に懸念される点があるのであれば、防犯カメラの設置など地域に負担をかけないかたちでの対策も考えられるのではないかと思います。

実際に近隣自治体において、そのような取り組みが行われている例もございます。

この点について副町長のお考えをお聞かせください。

議長 柳田裕平 はい、小野副町長。

町長 職務代理者

副町長 小野良幸 ごみ袋の記名については、自分が出したごみに責任を持っていただくとともに、誤っ

た分別による収集運搬時や処理施設等における火災や事故を未然に防ぐ安全確保という点からも重要な役割を担っており、制度の見直しを検討することは考えておりません。

町内会へ、ごみ集積所の管理はお願いしておりますが、記名の無いごみ袋の中身を確認してまで個人を特定するところまでは求めておらず、町内会の負担になっているとは思っておりません。

また、ごみ袋に記名することで個人情報特定され、直ちに犯罪が引き起こされるものではないとも考えております。そのような危険性を感じられている場合は、警察へ相談することになります。

なお、防犯カメラの設置につきましては、ごみ集積所が全町で190箇所にあつており、費用も多額となることからカメラの設置については検討いたしません。また、記名の廃止についても考えておりません。以上でございます。

議長 柳田裕平 はい、小林君。

8番 小林響騎 はい、分かりました。苦情が出てないということが必ずしも負担の存在しないということではないと思いますので、そこのところも合わせて対応していただければと思います。

今回は、ごみの出し方という一つの事例に絞って質問させていただきましたが、地域コミュニティに関する課題は数多く存在していると思います。

私自身も、もっと地域と関わりたい気持ちはありながらも、負担の大きさに悩む立場でもございます。だからこそ、現役世代の視点を活かしながら無理なく関われる地域コミュニティのあり方について、今後も提案を重ねていきたいと考えております。

是非、地域を支える方々の負担を少しでも軽くする方向で前向きな検討を進めていただくことをお願いし、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長 柳田裕平 これにて8番 小林響騎君の一般質問を終わります。  
次に、6番 松田真寿美君の質問を行います。はい、松田君。

6番 松田真寿美 6番 松田真寿美でございます。

まずは、入院加療中の町長には、心よりお見舞い申し上げます。また、一日も早いご回復、そして公務復帰をお祈りいたします。

町長不在の一般質問となりますが、「第7次総合計画」は12月に2次修正素案が提示され、それに対する意見の回答を2月2日にいただいております。従って、町長も目を通されたものと認識して、お聞きしたいと思います。

また、「クマ対策」は前回から引き続きの確認ということでご質問いたします。

1. 「第7次八郎潟町総合計画」のゆくえ

まずは12月示されました「第7次八郎潟町総合計画」（素案）からの質問となりますので、修正されている箇所があれば、ご訂正をお願いいたします。

「人と地域が輝く心豊かな協働のまち」を将来像に掲げた「第6次八郎潟町総合計画」10年が終えます。しかし、この間歯止めのかかない人口減少・少子高齢化、数年に亘る感染症の大流行、物価高騰、毎年の大雨被害、昨年はクマの異常出没など目まぐるしい情勢変化があり、計画の実現には苦慮されたことと察します。

・10年を振り返っての成果及び目標の達成感を伺います。

議長 柳田裕平 はい、小野副町長。

町長 職務代理者

副町長 小野良幸 松田議員のご質問に、お答えいたします。

第7次総合計画の策定にあたり、今年度当初に全庁的に効果検証を行っておりますが、第6次総合計画では全体で47の成果指標を掲げ、約36%が目標を達成しており、目標に達成していない成果指標についても約半数が達成率80%を超えており、各分野において一定程度の成果があったものと感じております。

その中でも、インフラ整備を含む安全安心なまちづくりに関する分野の達成率が比較的高く、反対に健康や福祉の分野においては達成が難しい状況となっているものが多いと見られました。以上でございます。

議長 柳田裕平 はい、松田君。

6番 松田真寿美 ありがとうございます。概ね達成されていたと思われかもしれませんが、この第6次の現状と課題を踏まえて「第7次八郎潟町総合計画」では、「人と地域に寄り添い希望と活力に満ちた共生創造のまち」を将来像として10年後を見据えております。

その中で、基本目標1の「豊かさと持続力を生み出すまちづくり」から質問します。

当町は、「一日市盆踊り」「願人踊」と歴史的な祭りの他に、自然・歴史・文化等多様な観光資源があるのは皆様周知をしております。また、実行委員会を立ち上げ企画している「田んぼアート」や「一夜市」などもありますが、継続的な集客につながっていないのが現状です。年間を通して観光客を呼び込めるのは高岳山の浦城跡地がございまして、

・NPO法人「浦城の歴史を伝える会」の高齢化も懸念されておりますが、高岳山の登山道もリニューアルされましたし観光の目玉とするような施策(イベント)は、お考えでしょうか。お伺いいたします。

議長 柳田裕平 はい、小野副町長。

町長 職務代理者

副町長 小野良幸 はい、只今のご質問でございます。観光の目玉となるような具体的なイベントの企画は特に考えておりませんが、リニューアルした高岳山の観光ルート、これは令和5年度、6年度の2か年で登山道の整備と東屋や案内標識等の更新により、町民や観光客が利用しやすい森林公園となっていることから他の観光資源も含め、町広報紙・ホームページ・SNSなどを活用しPRに努めてまいります。以上です。

議長 柳田裕平 はい、松田君。

6番 松田真寿美 昨年9月に高岳山に登ろうという企画ありましたが、年1回でも2回でも、集客に繋がるイベントがあってPRが出来ればいいのではないかと思います。

それに伴いまして、次の質問にいきます。

・滞在型の施設が無いことも大きな課題となっておりますが、まずは、通過型(日帰り型)で多くの観光客を呼び込むことが必要だと思います。先般、「八郎潟町の再発見セミナー」に参加した時、JR八郎潟駅から「田んぼアート」や「高岳山」までの移動手段の課題がありました。公用車(リース)を休日に観光客に利用してもらおうカーシェアリング事業を進めるのはいかがでしょうか。

所有する公用車の台数や稼働状況の確認も必要と思いますが、第2次交通の確保で交流人口の拡大にもつながると思いますので、お伺いいたします。

議長 柳田裕平 はい、小野副町長。

町長 職務代理者

副町長 小野良幸 公用車のカーシェアリングにつきましては、全国でも前例がありますので、予約管理や保険の調整、実施形態など、観光客の利用を想定して運用している自治体の例を参考とすべきものと考えておりますが、この他にも、利用者の増加に取り組んでいる公共交通との競合に関しては十分に注意したうえで検討する必要があると思います。

町の…んんーとー、んんーとー、乗り合いタクシー、これも付近を運行することになっておりますので、交通の一手段だとは思っております。

また、対象となる町内の観光拠点をいくつか設定して、可能な限り公共交通の運行が無い区間、時間帯に限定して貸し出しを行い、価格設定も過度に安価なものを避けるなどの配慮が必要になると思われまして、そうした諸々の環境を整備した上で、まずは試験的に実施して需要を見極めることも必要と思いますが、現時点では、特に観光に必要であるという声があった際は、先ほど申し述べたデマンド型乗合タクシー、それから、隣の町のタクシー会社さん等の活用等をご案内すべきものと考えております。以上です。

議長 柳田裕平 はい、松田君。

6番 松田真寿美 はい、ありがとうございます。まあ、前向きな回答はいただけないかなあと思っておりましたが、参考までにお伝えいたします。

一応、湯沢市で行っているカーシェアリング事業について先日、知人に状況をお聞きしました。今年度、昨年以降の降雪、11月30日までの実績は、利用可能日数が75日に対して利用は15日、稼働率20%と、十分な利用実績と言えませんが、認知度が低い状態とのことで、今後、周知やPRの仕方が課題となっているようです。利用された方からは、

「アプリで簡単に利用できた。観光にこのような選択肢が増えることは嬉しい」等のご意見があったようです。使用料は15分220円、6時間以上はパック料金等もあるとのことでした。

仮に当町が事業を行うとしたら、利用者様には商店街のPRを兼ねて車の利用日を含め二日間の町内の商店等で利用出来る特典、クーポン等を付けます。駅前から特典利用の観光や買い物、飲食等を済ませ駅前に戻りますが、町内には宿泊場所が無いので、マイタウンバスを利用して大瀧村で宿泊、翌日また駅前に戻ってきます。電車の時間まで商店街でクーポン等利用して買い物や飲食をして、八郎瀧町発見をしていただくことが出来ると思います。また、車に長靴を準備することで、高岳山の山ビル対策も特典にしてはどうでしょうか。

これは、私のシミュレーションですので、どこかで検討の余地があれば幸いです。

町長もいない中で、前向きな答弁をいただけないと思いますので、町長が戻られましたら、このような意見があったことをお伝えいただければ幸いです。

いずれにしても、イベント企画には、多くの協力者やPR等も必要です。思うような結果が出ないこともあると思いますが、何もやらずには、前には進みません。まずは挑戦することが一番だと思いますので、皆で積極的なPRをしていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、基本目標3の「いきいきと健康に支えあうまちづくり」から質問します。

「健康づくり」については、特定健診やがん検診の受診率向上に向けて様々な策を講じていることを伺っております。また、厚労省が検討している「がん検診受診歴把握事業」については9月の定例会一般質問で準備が整い次第開始すると、また、12月定例会では、検診のみならず、保険者や事業主で行われる職域健診や個人が任意で受ける「がん検診」の受診状況も把握するとご答弁いただいております。町としての「がん検診」への積極的な取り組みが伺えます。各種健診（検診）受診率が目標値に達することを期待いたします。

また、「共生社会」の実現を目指した地域福祉の充実、互いに支えあえる地域社会の実現を目指して「サロン活動」の増加を目標としております。弁天荘で開催されております「かだっこサロン2号店」も毎回20名以上の参加者がおり、笑いあり、おしゃべりありで、皆さん楽しんでおります。職員の方々のお力添えには感謝申し上げます。

・その中で懸念されることは、どこのサロンや予防教室等でも男性の利用者が少ないことです。男性利用者（高齢者）に対しては、あまり問題意識が無いのでしょうか。または、男性利用者増加に対する施策を検討されたことはございますか。お伺いいたします。

議長 柳田裕平 はい、小野副町長。

町長 職務代理者

副町長 小野良幸 男性の参加者が少ないという現状に関しましては、男女のライフスタイルやニーズの違いが影響していると考えられ、特に男性は一般的に介護や健康に関する情報に対して関心が薄く、また参加すること自体に抵抗を感じる方が多いと考えております。

町では、多種多様な介護予防教室を実施してきておりますが、男性の参加者が少なかったこともあり、その課題解決をするために、平成24年度に男性を限定とした「元氣ばわふる運動教室」を開催しております。3年後の平成27年度には「シニアパワークラブ」として自主化され、25名の会員が登録されており、アスリート・メモリアルセンターで現在も週1回、運動に励んでおります。

今後は、運動がメインであった介護予防教室を内容や運動の強度を見直し、また、認知症予防やeスポーツ、歯科健診、栄養管理などの様々な要素を取り入れ、男女関係無く参加しやすい環境を整え、多くの方が気楽に参加できるよう展開してまいります。以上です。

議長 柳田裕平 はい、松田君。

6番 松田真寿美 はい、ありがとうございました。男性の集いについては以前、「はちパル」に囲碁サークルがあって、男性数名が自由に参加されておりました。

また現在、活動している「さんしゅう」のように、男性が自らの趣味や能力が発揮出来るような活動が好まれるのでしょうか。

しかし、高齢になっても免許を返納して徒歩で行ける所に気軽に集える場所があることは、ありがたいことです。今後のサロンは、みんなで知恵を出して、年代・男女問わず参加し社会的に健康に繋がるものであってほしいと思います。

次に、基本目標4の「安全・安心な暮らしを守るまちづくり」から質問します。

1月4日、出初め式が行われ、長年活躍されている消防団員や無火災達成の分団等多くの方が表彰されました。また、今年は無火災を願ったわけですが、それからほどなく夜叉袋地区で建物火災が発生しました。空き家でもあり延焼も少なく、けが人も無く2時間ほどで鎮火しましたが、とても残念です。

消火にあたった消防署員や消防団員の方々のご尽力には感謝申し上げます。

防災無線で火災発生放送(17時20分頃)があり、窓から外を見た時は広範囲の炎が見えました。現場に行ってみると二階がほとんど焼け落ちていた状況でしたので、発生から時間が経っていたと伺えました。八郎潟分署の消防車が隣の家側から放水してありました。それからほどなく、消防団員数名が加わり活動されていたように記憶しております。消防団には、消防署指揮隊から東側住宅飛び火警戒予備注水の指示が出され、団員の的確な活動により延焼を食い止めることが出来たとのことでした。

・消防が広域化され分署が無くなった場合の現場到着時間に不安があります。その中で消防団員の初期活動も重要視されます。もちろん、団員の装備も防火防災でない場合もありますので危険を伴う活動は限界がありますが、消防団の役割は重要と思います。

現在の消防団の招集方法を伺います。

議長 柳田裕平 はい、小野副町長。

町長 職務代理者

副町長 小野良幸 町内で火災が発生した場合、消防本部司令室から町の防災担当者へ連絡が入り、防災担当者から町の消防団の団長、副団長、各分団長、各副分団長、担当課長からなるグループLINE、または、電話で出動要請をしております。

議長 柳田裕平 はい、松田君。

6番 松田真寿美 確認ですけれども、全団員に、では、連絡は、いつている、っていうことでよろしいですか。

議長 柳田裕平 はい、畠山課長。

住民生活課長 畠山孝直 お答えします。各分団の団員につきましては、各分団長、副分団長から招集のお願いをいただいております。以上です。

議長 柳田裕平 はい、松田君。

6番 松田真寿美 先日、消防団の方に伺ったところ、確かに団長さんには防災無線の受信機が配備されており、分団長と副分団長にはLINEでお知らせがくると伺いました。

他の団員には、防災無線等で確認して出動するようになっていたと伺ったのですが。

ただ、先日の火災の際に、無線が聞こえなかったという団員さんもいらっしゃいましたので、駆け付けることが出来なかったというお話も伺いました。

いずれ手段は、いろいろあると思いますので、グループLINEとかを利用して全団員に連絡をする仕組みを採るとするのは、いかがでしょうか。

議長 柳田裕平 はい、畠山課長。

住民生活課長 畠山孝直 ちょっとそのへん、各分団によって、そのへんちょっと周知の仕方、ちょっとまだ徹底されてない部分も、もしかすればあるかもしれませんので、そのへん、この後のまず消防団幹部会議とかありますので、そのへんの各団員に、分団の団員についての周知につきましては、改めて徹底するように、こちらの方からも促していきたいと考えております。

議長 柳田裕平 はい、松田君。

6番 松田真寿美 では、その件については、是非、周知いただくようお願いいたします。次に、

・現在、消防団員54名と伺っておりますが、消防団員の確保・育成について、どのような策を講じているか、また以前から「機能別消防団員制度」の導入を検討しているようですが、実際の取組を伺います。

これについては、昨日の施政方針のご説明と重複しますが、確認のため、お聞きいたします。

議長 柳田裕平 はい、小野副町長。

町長 職務代理者

副町長 小野良幸 団員の確保については、広報活動が必要不可欠であることから、入団資格、活動、消防団体の処遇、福利厚生など明記して、今後も団員募集を行ってまいります。また、団員の育成については、秋田県消防学校の「消防学校教育訓練」に基づいた研修を受講してもらい、消防の責務の認識、人格の向上、学術技能の取得、体力の錬成、規律の保持、協同精神の醸成を図っております。

「機能別消防団員制度」は、活動内容を限定することで、消防団の災害対応能力を高め、団員を確保するための制度でございます。

本町でも、令和8年4月1日から導入するため、本定例会に、八郎潟町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を提案してございます。

議長 柳田裕平 はい、松田君。

6番 松田真寿美 なかなか団員の確保至らないわけですが、いろんな昨日のお話があった多面的な活動もされるってことでしたので、統合しても活動も致し方ないことですが、団員間の連携で消防力の強化を図っていただきたいと思っております。

機能別消防団については、6次の時から、導入を検討しているとありましたので伺いました。やっとな実践に向けて動き始めました今後の団員の確保と、その活躍を期待いたします。次に、

・消防水利の管理について伺います。設置維持管理は構成市町村とのことですが、「第6次総合計画」において、「防火水槽設置の拡充」とあり令和2年77基、令和7年80基を目標値にしておりましたが、実績と1基の水利設置費を伺います。

議長 柳田裕平 はい、小野副町長。

町長 職務代理者

副町長 小野良幸 「第6次八郎潟町総合計画」期間内における防火水槽設置の実績は、平成28年度に夜叉袋沖谷地内、現在の屋内ゲートボール場の所ですが、1基設置しております。工事費は、1,632万9千円となっております。また、小池地区の民地内に設置していた防火水槽について、所有者からの依頼により令和4年度に撤去しており、設置数は現在76基となっております。

議長 柳田裕平 はい、松田君。

6番 松田真寿美 消防水利の設置数、確認ですが、令和6年末で公設消火栓41基、防火水槽が77基と把握しておりましたが、今、76基ということでしょうか。

議長 柳田裕平 はい、畠山課長。

住民生活課長 畠山孝直 お答えします。防火水槽につきましては、先ほど副町長が答弁したとおり76基でございます。

消火栓につきましては、現在44基となっております。以上です。

議長 柳田裕平 はい、松田君。

6番 松田真寿美 はい、分かりました。ありがとうございます。  
それと、令和8年の予算に、消火栓新設工事費が計上されておりますが、設置場所はどこでしょうか、伺います。

議長 柳田裕平 はい、畠山課長。

住民生活課長 畠山孝直 令和8年度の当初予算で、新たに消火栓1基の設置を計上しております。  
場所につきましては、夜叉袋の字下昼寝地内です。具体的に言いますと、国道沿いの所

でございます。

というのは、水利につきましては、消防署のほうとも十分協議しておりまして、消防署のほうからのご提案で、そちらのほうに水利が弱いということで今回、予算計上をさせていただきます。以上です。

議長 柳田裕平 はい、松田君。

6番 松田真寿美 ありがとうございます。国道7号線ですけれども、太助寿司の辺りということで、よろしいですか。

議長 柳田裕平 はい、畠山課長。

住民生活課長 畠山孝直 はい、現在は、そのように考えております。太助寿司の向かい辺りを想定しております。

議長 柳田裕平 はい、松田君。

6番 松田真寿美 あと、他に水利の空白域の確認はしておりますか。

議長 柳田裕平 はい、畠山課長。

住民生活課長 畠山孝直 あともう一箇所、国道沿い、真坂地区の国道沿いのほうなんですけども、そちらのほうで山火事があった場合に、あった方がいいのではないかとということで、まずご提案は受けておりますけども。ちょっとこの後まず、ちょっと、ちょっと場所等のまず…その…ありますので、ちょっと今回の補正予算、ああ、当初予算には上げておりませんが、この後、まずちょっと場所等も含めて検討していくこととしております。

議長 柳田裕平 はい、松田君。

6番 松田真寿美 ありがとうございます。この空白域については、湖東消防のほうから多分、要望がきていると認識しております。

出来るだけ早い要望に答えていただきたく思っております。次に、

・自主防災について伺います。「八郎潟町自主防災組規約」があり、各町内区毎に組合を置くとされております。そして、「町内会自主防災組織設置要綱」もございますが、実際の活動状況と防災体制の強化について今後の取組を伺います。

議長 柳田裕平 はい、小野副町長。

町長 職務代理者

副町長 小野良幸 自主防災組合の活動状況は、防災訓練、防災講話などを実施しており、令和5年度が3件、令和6年度が1件、令和7年度が1件となっております。

自主防災組合は、大規模災害発生時に地域住民が連携して被害軽減に貢献する「共助」の中核となりますが、秋田県では、少子高齢化等に伴う共助機能の低下に対応するため、令和5年度から、市町村との連携により「秋田県防災士養成事業」を実施し、本町でも5名が防災士として認定されていることから、協力しながら防災訓練、防災知識の普及啓発をし、地域防災力の向上に努めてまいります。

議長 柳田裕平 はい、松田君。

6番 松田真寿美 はい、ありがとうございます。

・今回の火災時も防災無線が聞こえなかった地域もあったようです。伝達手段のデジタル化推進も重要ですが、取りこぼしの無い情報伝達としての対策を伺います。

議長 柳田裕平 はい、小野副町長。

町長 職務代理者

副町長 小野良幸 防災行政無線は、住宅の遮音性の向上、屋外受信機（スピーカー）と住宅の位置関係、天候や風向きなどの影響で聞こえにくくなることから、補完手段として、町

ホームページや町公式LINE、それからSNS等を活用してまいります。

議長 柳田裕平 松田君。

6番 松田真寿美 災害は予期せずに訪れることもあります。町民皆が防災に対する意識の向上と、いざという時の対応に対しての心得が必要だと思います。

また、万が一の伝達手段については、全町民に伝わるようお願いいたします。

今回の火災について、もう少しお話しします。通報から7分で八郎潟分署隊が到着しています。それから6分遅れで本署隊が到着、さらに遅れること9分で昭和分署隊が到着です。仮に大潟分署から今回の現場までは20分要するとのこと。

何を言いたいかといいますと、消防広域化がなされ強化される部分は多少ありますが、多々ありますが、10年、20年内の署所配置の方針が示されております。

今回の現場のように、隣接する建物との間が5メートル以上ある場合と、一日市地区のように木密地域、いわゆる木造住宅密集地域では延焼率が大変変わってくると思います。

常に本町や地域の人口動向等、構成市町村の現状を把握し、署所配置については、今後とも慎重にご協議いただきたいと思っております。

次に、2.「クマ対策の進捗状況」について、伺います。

鈴木知事は年頭の会見で今年の課題について「クマ対策」「人口減対策」「観光振興」の3点を挙げられました。当町においても同様の課題があるのではないのでしょうか。

その中の一つ「クマ対策」について伺います。重点的な対策を実施する「管理強化ゾーン」の設定の指示があり狩猟期間後のクマ猟が認められております。すでに2月3日には、にかほ市にクマの出没情報があり、9日は鹿角市で雪で倒壊した空き小屋にいたところを捕獲された報道がありました。21日にも、仙北市西木町で車庫にいるクマが捕獲されております。昨日一昨日も、由利本荘市、横手市で目撃情報がありました。

これらのクマは、山で冬眠したのか、空腹で早く先に来たのか、山へ帰らず、どこかで仮眠したのか不明ですが、早急な対応が必要と思っております。

過去の質問の確認を含めてお聞きします。

・「緊急銃猟マニュアル」作成については、12月定例会で年度内の完成を目指していると伺っていましたが、いかがでしょうか。

議長 柳田裕平 はい、小野副町長。

町長 職務代理者

副町長 小野良幸 現在作成中のごさいます、3月中の完成を目指しているところのごさいます。

議長 柳田裕平 はい、松田君。

6番 松田真寿美 はい、分かりました。

・今年はクマの出没が少ないとも言われています。この時期にゾーニング管理（人とクマとの棲み分け）を徹底することが必要です。

12月定例会で国や県の補助金を活用して真坂・浦大町・三倉鼻地区を優先して果樹等の伐採を進めると伺っております。具体的な対応（いつ頃の地域から等）と「管理強化ゾーン」の設定の進捗状況を伺います。

議長 柳田裕平 はい、小野副町長。

町長 職務代理者

副町長 小野良幸 果樹の伐採につきましては、令和8年度予算において交付金を活用し、4月以降に目撃情報の多い真坂・浦大町・三倉鼻地区の各町内会長に果樹所有者の伐採希望の取りまとめを依頼し、町で同意確認後、順次伐採作業を実施する予定のごさいます。

また、管理強化ゾーンにつきましては、真坂・浦大町・三倉鼻地区の山間部を設定し、既に県に報告済みのごさいます。

議長 柳田裕平 はい、松田君。

6番 松田真寿美 今年度の予算で伐採は全部、行われるということで、よろしいでしょうか。

議長 柳田裕平 はい、相澤君。

産業課長 相澤重則 予算につきましては、当初予算で140万円計上してございます。

今のところ、予算には限りがありますので、その140万円で、いくら、何本、伐採出来るのかは当然、木の大きさ・場所にもよると思いますので、そのへんについては、全てということとは言えないと思います。以上です。

議長 柳田裕平 はい、松田君。

6番 松田真寿美 はい、分かりました。よろしく願いいたします。

いずれ、緊急銃猟ならないように、早い段階での棲み分けを徹底することが必要と思います。

また、前回もお伝えしておりますが、不測の事態が発生する前にタイムリーな防災無線の検討も是非お願いいたします。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

議長 柳田裕平 これにて6番 松田真寿美君の一般質問を終わります。

次に、7番 野原静雄君の一般質問を行います。はい、野原君。

7番 野原静雄 7番 野原でございます。改めまして7番 野原でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

まず初めに、少子高齢化、人口減少に立ち向かうための極めて重要な本定例会に町長がご出席できない状況を鑑みて、町長のご無念さを思う時、改めて早いご回復をお祈り申し上げますとともに、議会の一員として、行政当局と知恵を出し合って、この船出にキッチリと役割を果たしてまいりたいと考えております。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

私のほうからは2点、「財政運用の見直しについて」ということと、それから、「第7次八郎潟町総合計画の実行計画について」、この2点でお伺いいたします。

まず最初に、「財政運用の見直しについて」、当局の副町長のお考えをお伺いいたします。

質問の目的は、今、国は高市総理が「責任ある積極財政」で「今の安心と将来への希望」を掲げて、圧倒的多数の国民から支持を受けて第2次政権がスタートいたしました。

我が八郎潟町も、第7次総合計画の初年度にあたり、同じ思いで取り組んでいただきたく質問をいたします。

まず、冒頭申し上げておきますが、8年度予算が、まだ、この原稿書く段階で見えてない中での「質問通告書」なので、6年度決算の状況に基づいた質問であることを、まず前置きしておきます。

因みに、要望でございますが、今後、議会資料はもっと早めに出していただくことにより実態に合わせた議論になると考えますので、ご検討をお願いいたします。

特に、この3月定例議会というのは、新年度の所信表明とか、当初予算という極めて重要な部分がありますので、ご検討をお願いいたします。

我が町の6年度決算における町の積立金は29億9,100万円、その内、財源の不足時に穴埋め等に使える「財政調整基金」は23億2,800万円となっております。

因みに、先の質問での当局は、災害に備える為の基金でもある旨のご答弁がありました。

大規模災害に備えることも財政調整基金の大きな目的ではありますが、一般的には、この場合、被災者一人当たりの支援費用は40～50万円とされ、国・県の支援があったとしても、その2分の1は不測の事態への備えとして蓄えておくことが必要と言われております。これを八郎潟町に当てはめると、5,000人×25万円で12億5,000万円となって、10億7,800万円が残ります。

また、「財政調整基金」の一般的な保有額規模の考え方につきましては、標準財政規模の20%相当額と言われております。この標準財政規模というのは、普通地方交付税と町税の合わせた数値です。

これを八郎潟町に当てはめると、地方交付税17億2,400万円、町税4億4,700万円、合計すると、21億7,100万円の20%は4億3,400万円となります。合計しますと、先ほどの災害対応と合わせますと、16億8,400万円となります。どちらから見ても、6年度末の財政調整基金は大きな余力を持っていると思われれます。

因みに、2023年10月4日の財務省財政制度分科会の記者会見で国の財源不足と

地方自治体の膨れ上がる積立金に関して、「(地方行政は) まず基金の取り崩しを…住民との関係で支持を得られるかどうか」ということを考えながら、ということで話ししておられます。

実際には、8年度の財政調整基金は7億4,680万円を切り崩して年度末残高の見込みでは、8億9,46…18億9,469万円となる見込みとなっておりますので、その今回の財政調整基金の考え方については評価しております。

私から見ると、町の積立金は、健全財政を超えて大きな余力があるように思われます。

第7次総合計画の初年度となる令和8年度は、総合計画策定にあたり様々なアンケートや状況分析から大きな課題が浮き彫りとなっております。これが町民の皆様に総合計画としてお渡しされる場合に、町民の町への行政に関する関心が非常に高まってまいります。

是非この機会に、財政調整基金の切り崩しや、国・県の施策に呼応した施策から来る補助金、交付金を活用して総合計画の貫徹を強く望みます。

副町長のお考えをお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

議長 柳田裕平 はい、小野副町長。

町長 職務代理者

副町長 小野良幸 野原議員のご質問に、お答えいたします。

財政調整基金は、以前にもお答えしたとおり、災害等の不測の事態に備えるための重要な財源であるため、一定程度の確保が必要であると考えております。

一方で、総合計画は本町の最上位計画であり、その施策は着実に推進していかなければなりません。その財源については、まずは一般財源の範囲内での推進及び国や県補助金等の活用、有利な地方債の活用を基本と考えています。したがって、現時点では、財政調整基金を積極的に取り崩して事業を実施する考えではなく、繰り返しになりますが、財政調整基金は、あくまで緊急時に備え、適正水準を維持していきたいものと考えております。

議長 柳田裕平 はい、野原君。

7番 野原静雄 それではまた、改めてお伺いいたします。

副町長は、この財政調整基金の八郎潟町における適正額というのは、どのくらいとお考えでしょうか。

議長 柳田裕平 はい、小野副町長。

町長 職務代理者

副町長 小野良幸 金額では、ちょっとお示しすることは出来ません。

今後、町の財政需要といたしまして、かなり大きな部分というのは、老朽化がきている公共施設等について只今、個別施設計画等を策定しておりますが、かなり大規模な改修が必要な、例えば、中羽立公園とかございます。

いろんな財政需要が今後、増えてまいりますので、「いくらあれば適正か」という数字的なものはお考えすることが出来ません。

議長 柳田裕平 はい、野原君。

7番 野原静雄 それではまた、ちょっとお伺いしたいんですが、今回の第7次総合計画でも触れますが、いろんな町民からの要望、それから、町民は、こういう部分には協力するとか、いろんな部分で出てます。

それから、町のいろんな分野で課題も出て来ます。これをやり遂げる為に、通常予算規模の中で一般会計の予算規模の中で、もし、もう少しあれば、それが、もっと進めるという状況でも、まず基本的に財政調整基金には手を付けないというお考えでしょうか。お伺いします。

議長 柳田裕平 はい、小野副町長。

町長 職務代理者

副町長 小野良幸 必要な事業については、優先順位とすれば、国や県の補助金、それから、有利な地方

債、等を活用するのが初めの考え方であると思っております。

それに加えて、財源が不足した場合、通常の町の歳入の自主財源で足りない部分については、必要があれば、基金の活用は当然視野に入ってくるものと考えております。以上です。

議長 柳田裕平 はい、野原君。

7番 野原静雄 はい、分かりました。どうぞ、その部分について、よろしく願いいたします。

続きまして、「第7次八郎潟町総合計画の実行計画について」、お伺いいたします。

まずはじめに、今後10年間に取り組むまちづくりの指針となる最上位計画の第7次八郎潟町総合計画審議会委員に選出され、真摯にご議論を重ねていただきました30名の方々に、心より敬意を表したいと思っております。

私は、この策定された案を尊重し、その実現に向けた今後の取り組み方について、一議員として全力で取り組む覚悟でございます。

それでは、質問の目的に入ります。

第7次総合計画は、町民アンケート及び各データに基づき、「現状と課題」「方向性」「戦略の施策」「成果指標」の項目によって基本計画が示されておりますが、この中で、特に「戦略の施策」について、今後、具体的な実行計画を策定するにあたって、私の考えを申し述べ、小野副長職務代理者のお考えをお伺いいたします。

私が第7次総合計画の中で最も評価している点は、2ページにあります「実施計画が事業を管理する期間は令和8年度から令和10年度の3年間とし、適正な進行管理を行いながら、年度毎に見直しを行います。」と記載されている点にあります。これは、9年度から11年度までの進行状況と見直し計画を議会に報告して承認を得るといふふうに解釈してよろしいんでしょうね、ということをお伺いしたいと思います。

そして、こうしたことは、今までの総合計画に無かった文章であり極めて重要なことと思っております。

実行計画策定及び具体的な行動に町民参加の深化を！お願いしたいと思います。

この総合計画案に流れている底流は、町民の協力と参加です。そのことに対しては、町の事業所・町民のアンケートからも明かになっているように、町の課題解決に対する町民の意識の高さがうかがえます。そしてこれは、八郎潟町ならではの特徴と思っております。

この町民の熱い思いを如何にして「まちづくり」に活かしていくか？が本計画の最大のポイントであると考えています。

そのために、具体的な行動プラン策定の時から町民の声を聴き、その声を尊重し、取り入れた上で具体的な行動協力をお願いしていくことが大事だと思っております。いわゆる町民を主体とする「まちづくり」です。

我が町には、様々な知識、技術を持っている方々が大勢いらっしゃいます。その力・能力を活かしていく。また、そうしたものを持たない一般町民の方々は、地域の連帯による、お手伝いの意識を持っており、こうした力は、「互助」の体制を強化する上で極めて重要です。

計画には「互助」という言葉は出てきませんが、町内の様々な課題に取り組んでいる社会福祉協議会や、婦人会、町内会に加えて、ボランティアで活発に活動している団体・個人がいます。

こうした方々は、町の課題に現場の最前線で活動しております。

こうした団体との連携を密にして、その話を聞き、行政が指示するのではなく、逆に、その活動を支援し、町が進めようとしている総合計画の趣旨も理解していただきながら共に行動するかたちが必要と考えています。

町民参加による「まちづくり」は、その目的たる成果だけでなく、住民同士の仲間づくりにも大きな役割を果たします。例えば、田んぼアートには、農業の経験の無い方も大勢手伝いに馳せ参じて、和気あいあいと楽しみ、仲間づくりを行い、その輪は急速に広がってきております。

そして肝心なことは、その協力に対して正当な謝礼を支払うことです。それにより、町民は自分の家計を豊かにしながら「まちづくり」に参加するという、物心両面の満足を得ることになります。

そして、その財源は、私は「財政調整基金」にあると考えています。

先ほど、副町長からは、あまり考えていらっしゃらないという話だったんですが、プラン作成から行動まで町民の力を尊重・活用し、謝礼を支払う、これが「人と地域が輝く心豊かな協働のまち」と考えています。是非とも、ご決断をお願いいたします。

最後に、現在、国・県では「地域運営組織」(RMO)の形成・運営を働きかけておりま

す。

この地域運営組織の定義は、「地域の暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織」とされ、協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取り組みを持続的に実践する組織というふうにして言われております。この組織と地方自治体の関係性は、この組織に対して「連携と支援」をするというようになっております。

因みに、当町では「地域運営組織」の趣旨に基づき、まちづくりに活発に取り組んでいるNPO法人やボランティア団体等が結集して、3年前に「まちづくり推進の会」が立ち上がっております。その活動の一端が、一夜市への「さんしゅう」グループの協力、田んぼアートの活性化に表れております。

私は、こうした団体を町民側の窓口として、連携を強化することで、幅広い町民参加の一助となるものではないかと考えております。

私は、今回の第7次総合計画は、「町の生き残りをかけた将来への挑戦」と思っております。

町民と行政、若者とシニア、女性と男性、それぞれが持ち味を十分に発揮するために互いに尊重し、協力して未来を切り開く。八郎潟町だから出来る第7次総合計画を進めていただきたく、私も、その一助となるよう力を尽くしてまいりたいと思っております。

副町長のお考えを、お伺いいたします。

議長 柳田裕平 はい、小野副町長。

町長 職務代理者  
副町長 小野良幸

まずは、総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画で構成されておりますが、八郎潟町議会基本条例第8条で規定されている議決事項は、基本構想と基本計画でございます。

実施計画については、承認事項ではありませんが、事業内容、事業費、実施時期等を記載した実務的な計画であり、計画期間を3年間として、毎年度、財政状況や事業の進捗状況を踏まえながら見直しを行うこととしております。

今後3年間の実施計画は、毎年度ローリングしながら策定していくことにはなっていくんですけども、議会の承認というところまでは至りませんので、そこをよろしくご承知おきくださるようお願いいたします。

具体的な質問事項が何なのかというところは、ちょっと分かりづらかったんですけども、各団体が自主的に、まちづくりの様々な事業を、様々な団体が実施しております。その中で、各団体の運営費、助成金、については、町でこれまでも、それぞれ補助を実施しております。

加えまして、事業に対するイベント的なもの、田んぼアートですとか、それから、プロジェクト8の一夜市ですとか、そういったものに対しても事業に対する補助金は出してございまして、そういったものの補助金の中で各種活動に対する報償費、野原議員が言われる報償費というのは当然含まれているものと解釈しております。

今後、「地域運営組織」(RMO)、総務省とかでは推奨しておりますが、それを各種団体と協力しながら正式なかたちとして実行段階に移っていく場合については、国のほうで交付税措置の対象ともしているようでございます。

特に財政調整基金を取り崩すまでもない規模だなとは、感じてはおります。

ただ今後、それを正式なRMOとして、組織していく場合については、地元の町民の要望、自主的な運営、が大前提になってまいりますので、そこらへんの立ち上げに要する時間は必要かなとは感じております。

具体的な質問どこにあるのか、ちょっと分かりづらい部分あったので、ちょっと思うところを申し述べておきます。以上です。

議長 柳田裕平 はい、野原君。

7番 野原静雄 それでは、その3年間の検証と見直しという部分については、どういう状況で、まあ、役場の中で検証していくんだろうと思うんですが、それを、どっかに報告とか、お知らせとか、っていうもの無しに第7次総合計画が、その後、町民が知らない中で修正だとかされていくという意味でしょうか。

議長 柳田裕平 はい、総務課長。

総務課長 村井健一 今のご質問についてですけども、基本的には基本構想、基本計画、実施計画の段階が

あるわけですが。副町長の答弁にもありましたように、実施計画につきましては3年間。当然、事業を各課で今後向こう3年間、計画する事業について、いろいろ掲げていくわけです。事業費とかも含めまして。

進捗状況が大きく左右されると思います。思うように計画とそぐわないかたちで進んだ場合も多々あるかと思う。そういった時には、予算編成と同時ぐらいに考えながら、その次の向こう3年間の実施計画をローリングしていくわけです。

その内容につきましては、承認はいただきませんが、実施計画としてローリングした段階では資料としてお示ししたいとは思っております。以上です。

議長 柳田裕平 はい、野原君。

7番 野原静雄 先ほども申し上げましたが、この第7次総合計画っていうのは、町民協力っていうのが随所に出てくる非常に町民との連携、協力っていうのは重要です。

だから、そこの部分の状況等、もし見直したとかあるのであれば、記録、議会、町民の皆様にも、その状況をお知らせして、より強固な協力、連携をしていただくように進めないとまた、なんか町民不在になってしまうのではないかと危惧されます。是非、その点については、よろしくお願ひしたいと思います。

特に、この第7次総合計画については、森川会長が先日、答申として7項目について重要な要望事項を掲げておられます。私は、これは大変素晴らしいことで、重要なことだと思っております。なんとか、これを我々も、この言葉を大事にして頑張っていきたいなと思っております。

最後、一つだけ、私の意見を申し述べさせていただきます。

その「共助」と「互助」という関係です。これは第7次総合計画の、私、意見書として出させていただきましたが、回答では、「互助」は「共助」に包含されるものだから、この「自助」「共助」「公助」という括りでいくんだと。「互助」と、敢えて言葉は使わないというお答えがありました。

私は「共助」と「互助」というのは全く違う概念だと思っております。是非、行政においても、この部分の違いというものをご確認いただければと思います。以上、よろしくお願ひします。ありがとうございました。

議長 柳田裕平 これにて7番 野原静雄君の一般質問を終わります。  
次に、9番 畠山一充君の一般質問を行います。はい、畠山君。

9番 畠山一充 議席番号9番 畠山一充です。  
町長は療養中で不在において、私自身、通告書提出することに関して迷いがありましたが、国の、農政の方針転換が懸念される中、本町の農業は重要な基幹産業と位置付けられているものの、収益性や作業コストの状況から農家離れが進行しております。  
さらに、少子高齢化により、農業の担い手不足が生じ、待ったなしの状況です。この観点により、「スマート農業の推進に向けて」と、この春、小中学校の入学やクラブ活動等で自転車に乗る機会が増えるため「自転車による交通安全教育」を今一度徹底してもらいたいという経緯により、一括質問方式をさせていただきます。

#### N o 1. スマート農業の推進に向けて

昨年、2024年夏に起きた「令和の米騒動」により消費者並びに生産者にとっては米価に左右された一年でした。また消費者にとっては、物価高による生活困窮、生産者にとってはコメの価格が30年前の水準に戻った程度に過ぎなく「需要に見合った生産」に政策転換したことにより、食糧・農業危機が深刻化の状況です。

さて、2026年政府予算案詳報の農業においてはスマート農業の推進に計494億円を盛り込んだようです。コメの安定生産には、高温耐性のある種子供給を増やし乾いた水田に種もみを播く「乾田直播」と呼ばれる栽培法の普及も含め15億円を計上しております。本県の場合、コメの面積拡大に対応するための技術として、「どういった品種や栽培方法が適しているか。秋田版の技術の確立が課題になってくる」とし、専用機械の導入にかかるコストも懸案事項となっております。さらに、農家の高齢化や担い手不足の進展をはじめ、生産資材価格の高騰・気候変動による自然災害の頻発化・激甚化など、農業に関する見立ては厳しいものばかりです。とは言え、農家が消費者の食を支え、適切な選択を通じて消費者が農家の持続的な生産を支える運動を広げていく必要があります。

そこで、スマート農業に活用するR T K基地局の設置です。R T Kとは、「リアルタイ

ムキネマティック」の略で、「相対測位」と呼ばれる測定方法の一つです。固定局と移動局の2つの受信機で複数の衛星から電波信号を受信する技術で、2つの受信機の間で位置情報をやりとりしてズレを補正することで誤差がセンチメートル以内に抑えられ、GPS等の単独測位よりも精度の高い位置情報を得ることができます。インターネットを利用して補正データを送信するネットワークRTK基地局と呼ばれるもので、半径約20km以内（固定基地局インターネット方式）をカバーできるため、本町全域でも利用が可能かと思えます。

RTK（リアルタイムキネマティック）基地局は、（以下「RTK」という）技術において重要な役割を果たします。この技術は、衛星測位システム（GNSS）を利用して高精度な位置情報を提供するもので、特に測量や農業、建設分野で広く活用されています。基地局は、固定された位置から衛星信号を受信し、そのデータを移動局に送信します。このプロセスにより、移動局は誤差を補正し、センチメートル単位の精度で位置情報を得られます。RTK基地局の位置は、正確な測位を実現するための基盤となるため、適切な選定と配置が求められます。

#### RTK基地局の基本機能

RTK基地局は、高精度な測位を実現するために重要な役割を果たします。

主な機能として、高精度測位、データ通信、誤差補正の三つがあります。

これらの機能を通じて、RTK基地局は地球上の特定の地点の位置を非常に高い精度で計測できます。これにより、建設や農業、地質調査などの分野での効率化と精密さが向上します。高精度な位置情報の提供は、GPS受信機だけでは達成できない制度を実現するため、RTK基地局の存在は欠かせません。

#### 高精度測位の仕組み

RTK基地局による高精度測位は、リアルタイムの衛星データを活用して、より正確な位置情報を提供する仕組みです。通常のGPSは数メートルの誤差が発生しますが、RTK技術を使うことでセンチメートル単位の精度を実現できます。これは、基地局が受信した衛星信号を解析し、リアルタイムに補正データを生成することで実現されています。この補正データは、移動体に搭載されたGPS受信機に送信され、そこで誤差を修正することで高精度な位置情報が得られます。RTKの仕組みは、特に動きがある現場での作業において、その真価を発揮します。

#### GNSSとRTKの関係

GNSSとは日本の「みちびき」をはじめ、世界各国の衛星測位システムの総称です。GNSSは、地球上の任意の地点で位置情報を提供するための衛星システムです。RTKは、このGNSSから得られる位置情報をさらに高精度にするための技術です。具体的には、GNSSから受信した信号を基に、RTK基地局がリアルタイムで補正データを生成し、それを移動局（ローバー）に送信します。移動局は、この補正データを利用して自身の位置を高精度に計算します。GNSSは、衛星信号を用いて地球上の位置を特定するシステムであり、RTKは、そのGNSS信号を使って誤差を補正することで、より高精度な測位を実現する技術です。このため、RTK技術はGNSSシステムの信号を、より正確に利用するための重要な技術といえます。

#### 設置場所の選び方

RTK基地局の設置場所を選ぶ際には、周辺環境や電波の受信状況を考慮することが重要です。まず、基地局は広範囲に電波を送信する必要があるため、見通しの良い高い場所に設置するのが望ましいようです。障害物が少なく、電波の遮断が少ない場所を選ぶことで、受信機との通信が安定します。また、電源の確保も重要な要素です。設置場所に適切な電源があることを確認します。

さらに、基地局を設置する地域の気象条件も考慮する必要があります。極端な気温や湿度の変化が基地局の機器に影響を与えることがあるため、耐候性のある設置場所を選ぶことが望ましいようです。これらのポイントを押さえることで、RTK基地局の通信安定性と測位精度を最大限に発揮することができます。

#### 農業における事例

農業分野では、RTK基地局を活用することにより、精密農業が可能になります。例えば、トラクター・田植機・コンバイン・ドローンにRTK技術を導入することで、畑・水田の中を正確に走行させることができ、播種・耕起・田植え・収穫・測位作業を最適化し

ます。これにより、燃料の節約や労働時間の短縮が実現され、環境への負担を減らすことができます。また、作物の生育状況を細かくモニタリングし、適切な施肥や水やりを行うことで、収穫を最大化することができます。さらに、R T Kを利用して作成した精密な地図に基づいて農地の管理を効率よく行い、病害虫の発生を予防することも可能です。こうした技術の導入により、農業の生産性が大幅に向上します。

#### **R T K基地局の利点**

R T K基地局は、G P Sデータを高精度に補正するため重要なインフラです。その利点としては、測位精度が数センチメートルまで向上することが挙げられます。

#### **高精度測位のメリット**

R T K基地局の導入によって得られる最大のメリットは、高精度な測位が可能になることです。通常のG P Sでは、誤差が数メートルに及ぶことが多いですが、R T K技術を用いることで誤差が数センチメートルまで短縮されます。

この制度の向上により、農業では精密農業が可能となり、肥料や農薬の使用量を最適化することで、コスト削減と環境負荷の軽減につながります。

高齢化による離農や就農人口減少に伴い地域担い手への農地委託が年々増加しております。一方、担い手の経営面積が拡大する中で労働力の確保と作業の効率化が課題となっています。そこで、農業経営の安定確立を図り地域農業の発展と農業所得向上実現させることを目的として、R T K基地局の設置が必要です。

スマート農業導入支援事業等を活用し、R T K基地局の設置と生産者のスマート装置の導入を一体的に整備することが可能かと思えます。なお、自動操舵装置のメリットとして既存の農機（トラクター・田植機・コンバイン・ドローン）に装着することができるため、新たに農機を購入することなく導入が可能でコストを抑えることができます。また、農業機械の運転が不慣れな方でも自動操舵装置を活用すれば、R T K基地局からの補正情報を受けることにより正確な作業ができるようになります。

例えば、畦塗り作業等の高い精度が求められる場面でも基地局からの位置補正情報を受けることにより、正確な作業を行うことができます。

それでは、以下の点について、お伺いいたします。

1. 本町において、スマート農業を推進するためR T K基地局の設置及び認定農業者・病害虫防除受益者等の農機具への後付装置を搭載する整備について

2. クマ対策、脱炭素事業、農地利用と担い手を結び付けた「地域計画」による目標地図の策定・農地の賃借手続き等、本町の中核事業を取り組んでいる産業課です。職員が力を合わせ充実した窓口業務と産業・農業振興に貢献できるような職員体制強化及び編成等について

#### **N o 2. 自転車による交通安全教育**

自転車は、道路交通法上は「軽車両」と位置付けられ、自動車と同じ「車両」の一種です。そして、自転車の中には大きさや構造に応じて「普通自転車」とされているものがあります。普通自転車とは、一般に使われている自転車で車体の大きさ及び構造が内閣府令で定める基準に適合する自転車で他の車両をけん引していないものをいいます。

自転車への「青切符」の導入の背景及び交通事故情勢に於いて、自転車は幼児から高齢者までの幅広い層が多様な用途で利用することができる、身近で環境に優しい交通手段です。しかし、交通事故件数の総数が減少傾向にある中、自転車関連事故は7万件前後（令和6年全国自転車関連事故件数）と横ばいで推移しており、全交通事故に占める自転車関連事故の構成比や自転車と歩行者の事故の発生件数は増加傾向です。

近年、自転車を取り巻く交通事故の情勢が厳しく、また、その原因として自転車側の法令違反が認められる場合が多い状況にあることから、警察では、自転車に対する取り締まりを強化しており、自転車の交通違反の検挙件数が増加している状況です。それに伴い、道路交通法の一部を改正する法律が今年の4月1日から施行され、自転車の交通違反に定額の反則金の納付が通告される「青切符」制度が導入されます。

例えば、スマートフォンで通話したり画面を見続けたりしながらの運転、遮断機作動中の踏切立ち入り、右側通行・傘差し運転・無灯火・二人乗り・複数での並走など「青切符」対象の違反となります。自転車も車両の仲間として交通ルールの遵守を図るため、1

6歳以上の者による自転車の一定の交通違反に対して、青切符を導入することとなりました。自転車への青切符の導入により、自動車と同様に手続き的な負担を軽減するとともに、違反者に前科がつくことを無くしつつ、実効性のある責任追及が可能となります。

今後、違反の実情に即して自転車の一層の安全な利用の為の指導警告や青切符・赤切符等による処理が行われます。

また、16歳以上の者による自転車の交通違反について青切符が導入されることに伴い、警察では自転車の交通ルールを理解し自転車を安全・安心に利用していただく為、幼児・小学生・中学生・高校生・成人・高齢者といったライフステージ毎に、官民が連携して交通安全教育を充実することが望まれます。

さて、自転車利用者が守るべき最も基本的な自転車の交通ルールとして、「自転車安全利用五則」（令和4年11月1日交通対策本部決定）がまとめられています。

五則1. 「車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先」

2. 「交差点では信号と一時停止を守って、安全確認」

3. 「夜間はライトを点灯」

4. 「飲酒運転は禁止」

5. 「ヘルメットを着用」: 自転車を運転する時は、ヘルメットの着用が努力義務とされています。（法第63条の11第1項）

自転車の交通違反は重大な事故につながる可能性があり、自転車を安全・安心に利用する為、自転車安全利用五則を守ることが大切です。なお、警察による自転車の指導取り締まりについては、交通事故の原因となるような歩行者や他の車両にとって、危険性・迷惑性が高い悪質・危険な違反が警察による検挙の対象となります。

自転車に対する「青切符」違反の取り締まりは当面、各警察署指定の「自転車指導啓発重点地区・路線」で通勤・通学時間帯や日没前後を中心に行われます。県内では、秋田駅東口周辺（秋田市）など4地区、大曲駅前交差点―大曲農業高校前交差点（大仙市）など17路線が指定されています。

「青切符」制度の対象年齢は16歳以上です。自転車の基本的ルールに関する最低限の知識等あるということです。しかし、自転車は幼児や小中学生も利用します。

本町では、県道三倉鼻五城目線において危険個所があります。大道のガソリンスタンドからコンビニまでの通学路です。新制度導入にあたって、16歳未満を含む世代に自転車の交通安全制度の趣旨や概要を丁寧に周知及び指導等を伝える必要があります。なお、今後の通学・通勤時における自転車利用において、中学校時代に学んだ知識・体験が自転車の絡む事故の抑止につながると思います。

それでは、以下の点について、お伺いいたします。

1. 中学生による交通安全教室の現状について

2. 自転車の安全利用について今一度、徹底してもらいたい

五城目警察署からの指導の下、交通安全教育（交通ルール・マナー）、安全啓発冊子の配布等について

議長 柳田裕平

それではここで、時間ですので、昼食のため、午後1時30分まで休憩いたします。午後からまた、1時30分から再開しますので、よろしくお願いします。

(午前11時49分)

(休憩)

(再開)

(午後1時30分)

議長 柳田裕平

すいません、それでは、午前中に引き続き再開いたします。畠山、あ、小野副町長。

町長 職務代理者

副町長 小野良幸

畠山議員のご質問に、お答えいたします。

スマート農業は、人口減少や高齢化に伴う農業従事者が減少する中、地域農業を維持・発展させていくための一つの方法であり、農作業の省力化や効率化に大きく寄与する重要な技術であると認識しております。

通常のGPSによる測位は誤差が数メートル生じますが、RTK方式は、衛星測位に補正情報を加えることで、数センチ単位に位置情報を改善する技術で、自動操舵装置をトラクターや田植機等に活用することで、機械作業の効率化や省力化を図ることが可能

になります。

一方で、R T K関連機器の導入にあたっては、高額な機器購入費用、技術習得の必要性や継続的な維持費が必要になる事や、農家の経営規模により費用対効果が異なる等の課題が考えられます。

R T K基地局については、これまで町に要望や相談が無いこと、町内の民間事業所がR T K基地局を既に開設していること等を踏まえ、自治体として基地局を整備した際のメリット・デメリットを総合的に判断する必要があります。

また、後付け装置の整備につきましては、高額な導入経費、本町農地の分散状況や大規模経営体も限られていること等から、現時点においては、町として導入を推進するのは難しいと考えております。

今後、R T K基地局の設置及び後付け装置の搭載整備につきましては、国や県の補助制度の動向や他自治体の事例を注視しながら、検討を進めてまいります。

次に、産業課の職員体制強化及び編成等についてでございますが、産業課の業務については、議員言われるとおり、熊対策、脱炭素事業、農地利用の最適化や農地法に基づく各種手続きなど、本町の基幹産業や住民生活に直結する重要な業務を担っていると認識しています。

職員体制については、各年度の重点施策や事業量の増減等を総合的に勘案し、その時々状況に応じて職員を配置しております。

また、業務の再編については、現段階では考えておりません。まずは、現行制度のもとで、課内の役割分担の明確化や業務の効率化を図りながら対応してまいりたいと考えております。

議長 柳田裕平 はい、教育長。

教育長 伊藤暢 議員の二つ目のご質問、「自転車による交通安全教室」についてお答えいたします。例年、中学生の交通事故で最も多いのが自転車によるものでありますので、県内のどの中学校においても、自転車通学時の交通ルールやマナーを周知・徹底するために、交通安全教室を実施しております。

八郎瀧中学校でも、毎年4月の年度当初に五城目警察署や町交通指導隊の指導の下、全校生徒を対象に実施しております。その内容は、自転車の実技指導と交通安全に関する講話が中心の内容ですが、交通事故の写真や専門のスタッフによる交通事故の再現ビデオ等を視聴しながらの講話ですので、大変説得力があります。

また、毎年実施しておりますので、道路交通法改正による変更点や注意すべき事柄、最近の交通事故の傾向等、その時々適合した内容を教えていただいております。大変効果的な学習の場となっております。もちろん、自転車への青切符導入についても、この4月の交通安全教室で取り上げていただけるものと思います。

こうした活動に加え、学習した内容を徹底するためには、繰り返し指導することが必要です。そこで学校では、長期休業前や連休前には必ず、交通安全について改めて全体指導がなされますし、機会を捉えて個別に指導がなされております。

しかし、不注意や「軽微な違反なら構わないだろう」という甘えによって、つい違反行為をしてしまう生徒が出てくるかもしれません。そういう生徒を見かけた時には、是非地域の皆様から一声かけていただくか、学校にお知らせいただき、交通事故の未然防止にご協力願いたいと思います。

今後も子供たちの交通事故ゼロを目指し、学校、保護者、地域の協力の下で交通安全教育を推進してまいります。

議長 柳田裕平 はい、畠山一充君。

9番 畠山一充 そうすれば、スマート農業の推進に向けてということで、副町長から今、答弁いただきましたけども、いずれ本当に農業は「待ったなし」となっております。ですので、今すぐというのは多分無理かと思うんですけども、2～3年でもかけて、いずれ補助申請となれば意外と国関係、申請期間が本当に短いんですよ。そういった面あるために、事前に精密な計画を立てながら進めて、また、人事の配置については行政指導でございます。ですので、本当に、農業にかける人材育成、これ含めて、やはり農業頑張れば人口も増えます。ですので、一生懸命そこらへんは意欲のある、農業に向かいたいなあという職員、熱い気持ちある方がおったら、そこらへんを汲み取って人材育成も含めて、前向きにご検討をお願いいたします。

それから、もう一つ、交通安全教室です。これにつきましては、教育長のほうから実際、これやっておるっていう現状聞きまして、安心いたしました。ただ、大げさですけども、自分の命は自分で、こう何て言う、守っていく、たぶん意識はあると思いますけども、そこらへんもまた徹底しながら八郎潟の中学生、こういう発言すればちょっとマズいんですけども、他の中学生よりも八郎潟中学生、一生懸命、礼儀もいいし、行動もしておるんで、そこらへんを徹底しながら活動してもらえば、本当に助かります。私も道路で見かけて、何かあれば助言出来るような声掛けいたしますので、どうか継続してもらいたいと思います。

そうすれば、以上をもちまして私の一般質問を終わります。本当にご答弁、ありがとうございます。

議長 柳田裕平 これにて9番 畠山一充君の一般質問を終わります。  
次に、3番 村井智君の質問を行います。はい、村井君。

議長 柳田裕平 はい、村井君。

3番 村井 智 3番 村井智でございます。3点、大まかに3点について一答質問、一問一答方式でお願いいたします。

さて、約一年前の3月、ちょうど初当選して、議会が始まり、一般質問のトップバッターとして初当選でありながら、最初に質問させていただきました。

その際、戸村土地改良区の由来、いわゆる、1602年に関ヶ原の後、佐竹知事が、あ、佐竹公が秋田にいふう（減封「げんぼう」のことか）され、そしてその年すぐに土地改良区の所、前身であります戸村堰、これは戸村十太夫っていう個人の名前なんです、その方が進めたところから始まって戸村土地改良区の名称になったっていうことを触れさせていただきました。

今回、八郎潟土地改良区へのポンプ場委託管理について、お伺いするっていうことなんです。まず、この農業についてなんです、一回目から数度に亘って一般質問させていただいております。

幸い、こここのところ二年程、米価が非常に高止まりっていうか、まあ、一説には、農家バブルって言われるような状況が続き、そして、昨年度は前年度における八郎潟町は税収を150%見込み、また、来年度についても大幅な税収見込みが予想され、そのように、これから審議されるというふうになっております。

一回目の一昨年、昨年の一般質問の折り、農業は我が町の排水のほとんどを担ってる、農業関係の団体が排水を、ほとんど担っているっていうことを確認させていただきました。

その上で、先ほど申し上げたとおり、税収についても大変大きな柱となっております。畠山議員もおっしゃいましたが、農業は我が町の基幹産業でございます。それは、税収の面、そして、構造の面、それらを見るに付けても明らかだと考えております。

また、ここ数年、ウチ、我が町の事業者数、いわゆる企業についても、農業生産法人の設立が非常に高まっております。これについても、やはり我が町を支える大きな柱であるということがお分かりになるかと思っております。

何度かの質問の折り、畠山町長から、農業関連についての新しい事業始めるっていうことで、今年度の予算を見ますと、農機の購入についての補助事業が500万というふうに記載されております。今まで無かったことを考えると大変な進歩だとは思いますが、例えば、6条のコンバインは1台2,000万はします。ええーと一、50馬力、60馬力のトラクターでも1,000万はします。

であれば、この500万については、運用方法を確かなものにしないと大変勿体ないかたちになろうかと思っております。これについては、委員会のほうでしっかり質問させていただきますが。

そして、もう1点は、今年以降の米価は、おそらくは下落するであろうということが既に見込まれております。一説には、現在JA湖東では、約3万円、今年は2万円台をギリギリかというような観測も出ております。

そこで、この基幹産業、しかも大きな柱である農業を持続していくためには、何よりコストダウン、この物価が上がってるところで、どうやってコストダウンしていくかっていうことが大変な問題になってきます。

今回、私が質問に挙げた八郎潟土地改良区のポンプの、ポンプ場委託管理費について質問するのは、そういったところ、モヤモヤしてて本当にこれでいいのかどうかっていうところを、ちゃんと明らかにし、そして現状を正確に把握した上で議論を進める一歩

にしたいと思っております。

そこで伺います。八郎潟土地改良区の現在、町が委託している排水ポンプについての電気料と、それから、人件費についてなんですが、是非どういったものであるか、お知らせ願いたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長 柳田裕平 はい、小野副町長。

町長 職務代理者

副町長 小野良幸 村井議員のご質問に、お答えいたします。

八郎潟土地改良区管理の排水機場について、令和7年3月及び令和7年12月にご質問いただいておりますが、その都度申し上げておりましたとおり、排水機場は町の重要な生活インフラとの認識であり、引き続き支援を継続していく方針に変化はございません。

ご指摘の排水機場に係る電気料金や人件費についてですが、真坂地区及び夜叉袋地区は県営土地改良事業を実施していた兼ね合いから、令和4年から7年の電気料金について、工事の実施に伴うポンプの休止期間や新機場と旧機場が同時に稼働していた状況等から、各施設の正しい月毎の電気料金をお示しするのが厳しい状況であると土地改良区から回答をいただいております。また、人件費についても、排水機場の運営のみならず、農地の見回りや揚水機場の操作などを含めた経費となっており、排水機場分のみの人件費は示されていない状況です。

なお、令和8年度当初予算編成にあたり土地改良区と排水機場に係る経費について、協議をした結果、排水機場に係る電気料金等の維持管理経費が増額となった場合の基本的な考え方として、まずは現在も活用している国補助事業の水利施設管理強化事業の要望額を増額して負担軽減を図ることとし、その補助事業を活用しても、なお賄いきれない部分については、必要に応じて町との委託料の増額について協議していくこととしております。

議長 柳田裕平 はい、村井君。

3番 村井 智

はい、ありがとうございます。まあ、そういった事情っていうことであれば、致し方ないかと思えます。

なお、議員の方々にもお知らせしておきたいんですが、おそらく3年から、今、3年を目途にということで、各土地改良区、八郎潟、戸村、そして潟上、井川、五城目、それぞれの土地改良区が合併しようということで、かなり動いております。

先般の戸村土地改良区の理事長のお話によれば、おそらくは飯田川、昭和、そこが一緒になる。そして、八郎潟と戸村が一緒になる。場合によっては、事務共同組合を設立し、そして、それぞれの事務を担当するっていうふうな案も出てるやに聞いております。

要は、何が目的かと言いますと、職員の人員の確保もそうなんですが、如何にコストを下げていくか、それを考えての行動でございます。

八郎潟土地改良区は今年度、伺っているところによりますと、10a、いわゆる一反歩当たり9,000円程度の値上げを考えてるそうです。町内でいきますと、八郎潟と、それから戸村土地改良区のところでも、若干、八郎潟土地改良区のほうが土地改良区の経費としては、掛かり増し、どちらかと言うと高いほうになりますが、またそれが、広がってしまうというような感じになっております。

先ほど、副町長さまのほうから、その経費の掛かり増しとか、そういったものについても、相談の上というような大きな進展の答弁が、答弁をいただきました。是非、それを進めていただきたいと思います。

また、その中で、これもちょっと私の疑問なもんですから、お答え願いたいと思ってるのは、これは、八郎潟干拓事業とか、そういったところを行った時分の長老の方々、に以前、聞いたところの話でございますが、地方交付税の増額査定の対象になるというような当時の話があったやに聞いております。これもハッキリしておきたいなあと思っておりますので、その点はいかがでしょうか。よろしくお願いいたします。

議長 柳田裕平 はい、小野副町長。

町長 職務代理者

副町長 小野良幸 只今の地方交付税のことでございますが、これは国から交付されている地方交付税…

議長 柳田裕平 ちょっと、すみません。副町長、マイクのほう入ってない。はい、いいようです。

町長 職務代理者

副町長 小野良幸 はい、最初からいきます。これは、国から交付されている地方交付税についてのことだと推察されます。その上で、お答えいたしますと、排水機場に係る経費については交付税、地方交付税の増額対象となっております。

もう少し、詳しく説明いたしますと、排水機場の維持管理費、これは平成8年度から普通交付税の単位費用に組み込まれております。

そして、平成15年度から、非農用地、農地で無いところにかかる一定部分、これ何か難しい計算があるようですけども、これについては特別交付税の措置対象となっております。以上です。

議長 柳田裕平 はい、村井君。

3番 村井 智 はい、だいぶ今の答弁で整理ができました。ありがとうございます。

さて、先程来申し上げてる、この土地改良区の問題っていうのは、その経費について、いわゆる農業団体として、どうやって経費を引き下げる、もしくは、上げないようにするかっていうことの努力でございます。

是非、先ほど、只今、副町長のご答弁にありましたとおり、交付税とか、そういったところの中にも、この、いわゆる八郎潟町として存続するものの、国が認めてるところの一部のものであるということの認識も共有できたと思いますので、今後、先ほど申し上げましたとおり、土地改良区の統廃合、まあ、統廃合っていうよりも合併が間近にあります。その際には、どういうふうに、いわゆる、今回の来年度予算にポンプ員のところ、2,450、ん、あ、245万7千円の予算が計上されておまして、これが今までの流れできたのか、それとも昨年よりも確か80万くらい増額なってるっていうふうに聞いておりましたが、その方向は大変ありがたいものだと思いますが、いずれこの中身についても、農業団体として、どういうふうなかたちで、いろいろ相談しながら町と意思疎通を通じて、そして、方向性を持っていくっていうことの第一歩にもなるかというふうを考えております。

昨年度から比べますと、この点についても増額、そして、ちょーっと足りないのかなと思いつつも、新たに農機の…かり替えの時の助成、そういったところを示されていたのは、大変ありがたいことだなというふう考えております。

今後とも、先程から、先程来申し上げてます、ここの町の成り立ち、そして、税収面、そして、働き手の場所、そういったところを総合的に考えていただき、農業振興について一層、町の力添えもお願いしたいというふう考えております。

まず、その1点目は、そういうことで、よろしく願いいたします。

続いて質問のところの2点目、消防機構の改正の折、町長のほうから、畠山町長さんのほうから、その時、ドクターカーとか、そういったところ、これは私も申し上げたところでございますが、「ドクターカーの推進等、今後、不便の無いように努めてまいります」というような答弁を記憶しております。

ここで、ドクターカーについて若干の説明をさせていただきます。

ドクターカーは、令和3年9月に発表され、秋田大学医学部付属病院、高度救命救急センターの所に所管しておまして、現在、秋田県内、大館から、そして湯沢までの、かけての消防本部と連携を取っております。

まあ、簡単に言いますと、医者が乗った車が救急車と連絡を取りながら、救急車にランデブーした上で救急車に乗り、そして、患者を救急車の中で治療しながら病院に運ぶといったような形態のものです。

現在は、これもだいぶこう平成3年から、もうだいぶ、いろいろなかたちで運用もブラッシュアップされてるようなんですが、その際にも、ええと、申し上げましたけども、救急車は手段であって、一刻も早く患者さん、救急の病院を、病人を医者に診せることが目的です。救急車が、まあ、議員諸君、皆様も経験があるかと思いますが、救急車が来たから、すぐ動いてくれるという場合は、なかなか難しく、到着してから病院を見つけて、そして、やっと搬送先が決まったら、そこに向かうっていう、そういうパターンが多いようです。私も両親の救急車を呼んだ際に、そういった経験をしております。

もう一度言いますが、救急車は、医者に一刻も早く診てもらうための手段です。そして、先ほど若干紹介しました秋田大学が所有するドクターカーは、それを実践する、いわゆる患者に向かって走って行く、医者が患者に向かって一刻も早く到着し、対面し、処置をする、というような仕組みです。

これは当然ながら、ウチの町一つでは出来るものではありません。ただ、消防機構の時

の中に計画にありました、八郎潟から消防署が無くなるっていう事態には、やはり住民の方々の大変、心配が増えることが予想されております。ですから、その前に、こういうことで何とかなるよとか、そして、出来れば、これも申し上げました。湖東病院の土日夜間診療も出来るようになっていただきたいと。

何度も申し上げますが、これはウチの町一つでは出来ません。近隣の町村、そして県も含めた、そういったところに粘り強く働きかけ、なるべく消防署が無くなっても大丈夫だよという安心感を持っていただくため、そして、何よりも、やはり町民の命を守るために、そういった方法が適切であろうと考えております。

それについて、先般の町長答弁でなされた方向性について、現状どうなってるのか、お知らせください。お願いします。

議長 柳田裕平 はい、小野副町長。

町長 職務代理者

副町長 小野良幸 只今の質問でございますが、新組合の運用開始がこの4月1日からであり、今後、更なる救急体制の充実については、新組合を構成する市町村で連携しながら上位の県・国のほうへ働きかけていくことだと思っております。

議長 柳田裕平 はい、村井君。

3番 村井 智 はい、ありがとうございます。計画によれば約10年後には、八郎潟から消防署が無くなり、そして、井川町と八郎潟町の境界近くに新設されるというような計画がありました。

只今、これから、4月1日から新しい組合が出来て、それから国・県のほうに働きかけていただけるというような答弁をいただきました。是非、進めていただきたいと思っております。

特に、これについては、これは直接聞いたわけではありませんが、秋田大学のこの救急、高度救急、救命救急センターに所属するお医者さんの報告書なり、それから、ええと、んと、外に出してる文書で勉強したんですけども、だいぶ秋田大学としては、この方面について力を入れているそうです。

そして、残念ながら、まだ人員が…まあ、一つのチームは、しっかり出来ると、ただそれが、なかなか予算の関係とか、いろいろな規制とか、そういうのもあると思うんですが、なかなか全県的に、じゃあ、すぐ行けるっていう訳でも無いそうですし、そして、午前8時半から夜の9時までっていうような、その時間帯の制約もあるそうです。

これは、様々な規制とか、当然ながら、職員体制とか、そういうところもあると思うんですが、何卒、そこを…この地域からは是非とも必要であるということ。

そして、もう一点は、秋田の現状は、日本のある意味では最先端をいってる所ですね。高齢化であり、そして、地域医療の関係とか、それから、過疎化であるっていうところでは全国の最先端をいってる所です。

そこで、こういった事例をしっかり作っておけば、全国に波及できるぞっていうような、そういった意気込みも交えて10年後は大丈夫ですっていうような体制を整えていただきたいと思えます。これは答弁いいです。

そして3点目について、お伺いいたします。

我が町も、このとおり少子高齢化であり、そして、高齢者がだいぶ増えてまいりました。その中における、町内における、高齢者の独居率について数字がございましたら、お示しください。お願いいたします。

議長 柳田裕平 はい、小野副町長。

町長 職務代理者

副町長 小野良幸 毎年、秋田県長寿社会課から公表されている「老人月間関係資料」によりますと、令和7年7月1日現在で、65歳以上の一人暮らしの割合は本町で、男性165人、女性434人、計599人、率でいきますと28.7%になります。

議長 柳田裕平 はい、村井君。

3番 村井 智 はい、ありがとうございます。28.7%ですね。正直、考えてたよりも多くて、「はあっ」っていう感じです。

ただ、これは、おそらくは通過点であり、これからまた増えていくのは必定だと思います。

まあ、私も、いずれはそうなるっていう、それこそ、野原議員がお話しなった高市総理の話ではありませんけども、高市総理も国会答弁で「いずれ私も、そうなる」っていうことをお話しなっていました。

これは、それぞれ皆自分の問題に将来、もしかしたら、というよりも、かなりの高い確率でそうなることは致し方ないのが現状だというふうに認識しております。

そこで、今、大変なのが、この独居の方々が、しかも高齢者でありますから、病気がちであることは他の世代から比べても病気の確率は高いのは、これは致し方ありません。

そして、その方が入院され、そして退院された時のケアの問題です。

また、帰って一人であるっていうことであれば、これは、それこそ生存に関わるような問題だと思います。

それぞれ制度は、あるというふうには聞いております。我が町にも、えー、そういう特養とか、そういったケアをする施設はあるやに伺っておりますが、現実的には非常に狭き門であるとか、それから、んー、使われてない制度、ええと、すいません、ちょっと今、思い出せないんであれですが、えー…、なかなか、そういった施設が使いづらい、大前提として、ウチの町の町民一人当たりの平均年収は210万ちょっとだというふうに町長さんのほうから答弁もいただいております。

そういった方に高額の医療、そして、高額の長期療養の施設っていうのは、現実的ではありません。今後は、そういったニーズ、そして、そういった問題が膨らんでくるのは必定だと思っております。

こういった件につきまして、我が町としては、どういう体制を取ってるのか、そして、どういうふうに持って行きたいのか、そういったところをお示し願いたいと思います。

議長 柳田裕平 はい、小野副町長。

町長 職務代理者

副町長 小野良幸

今、高齢化社会が進展する中、高齢者や慢性疾患を抱える方々が増加しており、終末期の医療や長期療養型医療が、より一層重要視されていることは認識しております。その人らしい生活を送ることを重視した医療提供が求められ、身体的な苦痛の緩和、精神的なサポート、そして家族からのコミュニケーションの充実を図り、看護と医療の提供を通じて、その人の尊厳を持って最期を迎えられる環境を整えることが重要と考えております。

また、慢性疾患を抱える高齢者には在宅での医療が求められており、医療機関との連携は欠かせません。在宅医療の推進に向けて、近隣の5市町村の地域包括支援センターが連携し、令和6年度に潟上南秋地域の医療機関と介護保険事業所を掲載した資源マップを作成しております。

終末期・長期療養型医療体制は、本町では、具体的に検討したことはございませんが、厚生労働省の政策に基づいて、「地域包括ケアシステム」や「在宅医療推進のためのガイドライン」に則り、尊厳のある最期を迎えることや住み慣れた家や施設で長期間生活出来るように、地域包括支援センターと医療機関・訪問看護ステーション、介護施設が情報共有を行い連携し合いながら、地域の実情に応じた適切な支援を行い、医療、介護、予防、生活支援を一体的に提供することで地域住民が住み慣れた環境で安心して暮らし続けられるように取り組んでまいりたいと思っております。

議長 柳田裕平 はい、村井君。

3番 村井 智

はい、ご答弁ありがとうございます。ええと一、今後やはり、どうしてもこの体制が、そこに予算が向くことは必要であろうというふうに伺って考えておりました。

どうしても生産人口が減る、そして、いわゆる、税金が掛かるところが増えていくっていうような面もあろうかと思いますが、これは、やはりどうしても必要な部分だと思います。

そこで、これは、こっからは答弁よろしい、あの、結構ですが、そのためには、どうするかっていうことを考えないといけない。それには、一つは、人が減少しても、それなりの税収を得ていかなければいけない。そして、例えばこの、長期療養であれば、これは、あっちこっちで要望として、私、受け止めて聞かされたんですが、湖東病院の在り方っていうのを、まああの、もうちょっとこう大きなもの、幅広いものにして欲しいという要望がございます。

先ほど、土日夜間診療のお話をさしていただきました。土日夜間診療するだけでも、自分達で湖東病院に行ける、いわゆる、救急車を呼ばなくても行けるっていう、そういう、そこで診てくれるっていうことの安心感。そして、終末医療とは言いませんけども、長期療養、いわゆる、術後自宅に戻るっていうよりも、例えば、湖東病院の中に一部そういった療養をしてくれる機関があるとか、そういった所があれば、本当に心強いんだという要望もいただいております。

湖東病院は、ええー、湖東厚生病院であります。本町、五城目、井川、そして大潟村も入った機関がございます。そういったところで、やはり今後もう少しこう湖東病院の機能の拡充とか、そういったところを是非、探っていただきたいというふうに考えております。

そして、税金が必要だということも申し上げました。今日の質問の中に、小林議員の質問の中に、誘致企業の話もありました。誘致企業も本当に大事だと思います。しかし、その前に、今あるところを、どうやって上げていくかっていう、そういったところがなされてからの、そっちも大事、重要なことだと思っております。その一点が、私が申し上げております農業のことです。

ここ2年で、いわゆる、農業生産高が、まあ、いわゆる、えー、農業の売り上げが上がると税金も上がるっていう現実を私達は二年連続見ております。今後、農業者人口減ってきます。裏を返せば、農業者一人当たりの収入は、いわゆる、税金上がるという現状が、これから5年くらいは続いていきます。その後どうなるかは、後継者なり、そして、農業生産法人の成り立ち、そして、その経過を見ないと何とも言えないんですが、現在やってる方々は、高齢化によって世代チェンジしていきます。残念ながら後継者そう多くはありません。で、考えられるのは、一人当たりの収入は、農業者は、これから増えていくっていう現状が容易に見渡せます。

そういったところで、農業も一つの産業です。そして、農業生産法人も企業です。また、私は畠山議員みたいに個人でやってるのも事業主です。この事業主、いわゆる、八郎潟町の、この農業という強みを、しっかりと支えていっていただき、そして、税金を確保しながら今お話しした独居率が上がるであろう現実、そして、長期療養の必要性が出るっていうところを、しっかりと見据えていただき、今後の施策に反映していただきたいと思っております。

以上、要望をもちまして、終了させていただきます。ありがとうございます。

議長 柳田裕平

これにて、3番 村井智君の一般質問を終わります。  
次に、4番 小野千春君の一般質問を行います。はい、小野君。

4番 小野千春

4番、小野です。一般質問に入らせていただきます。

はじめに、我が町の町長、畠山町長は今、意識が戻らぬ中、町のことに對して、どのように考えてらっしゃるのかなあと考えて一般質問に臨ませていただきたいと思います。

新春の挨拶で、特に心に残ったのが、「令和8年度は、八郎潟町誕生70周年を迎えると同時に、本町の新たな指針となる第7次八郎潟町総合計画をスタートさせる大きな節目を迎えております。多様な世代が支え合い、誰一人取り残されることなく、それぞれが役割と生きがいを持って地域の関わりを続けられる町を目指したい」これを基本的な考えと据えておられるということが、新春の挨拶で述べられておりました。「小さな町だからこそ実現できる、信頼や繋がりを感じられる地域づくりの具現化に向けて、全力で努めてまいります」というお話もございました。

その中で、今回、私は、大雪がありました、この町の雪の対策について、ご質問させていただきますが、その中で、やはり、誰一人取り残されることなく、その町に住み続けられ、不便無く暮らしていけるということを念頭に挙げて、ご質問差し上げたいと思っております。

秋田県、県の報告では、「住宅の克雪化、屋根の雪下ろし等除排雪作業の安全対策のほか、除雪ボランティア活動の促進や、新たな除排雪の担い手の育成を促進するなど、積雪期における高齢者等の安全・安心な生活の確保に努めている。」これは、ホームページのほうで、この度2月に大雪が降った時に、県のほうの方針として書かれておったことです。

毎年同じように積雪があるわけではないからこそ、今年一時期2月、特に1月です。積雪がございました。その積雪を次年度に向かい、活かしていき、この課題を糧に改善していくことが必要と思っております。

まずはじめに質問に入らせていただきますが、その時、いろいろ考えさせられたことや、町民の声を受けて、ご質問に立たせていただきますが、まずはじめに、町には県道と

町道の区別がございます。普段は何気なく通ってる道路ですが、この雪が降ると、県道・町道の区別が、より際だってくるということが分かりました。

この町には、県道・町道の区別がありますが、除雪の対応上の課題は、どういうことか、お答え願えればと思います。

議長 柳田裕平 はい、小野副町長。

町長 職務代理者

副町長 小野良幸 小野議員のご質問に、お答えいたします。

町道の除排雪は町が、県道の除排雪は県が行っており、県道の歩道部分は、冬期間の快適な歩行者空間の確保を目的として、県と協定を結んで町が実施しております。

除雪作業は降雪状況にもよりますが、車道・歩道共、人通りの少ない朝7時まで作業を終わらせるのが通例です。車道は概ね未明から早朝まで、歩道は早朝に作業実施する事が多く、降雪の状況やタイミングによっては、交差点や間口等に雪が寄せられたままになっていることが度々ございます。特に国道・県道の除雪と町の除雪のスケジュールが合わず、そのような状況が見受けられました。

雪国の除雪の共通課題として、間口除雪の対応があげられます。間口除雪につきましては作業の性質上、地域住民にご理解・ご協力いただいているのが慣例となっており、本町においても同様の認識でございます。

議長 柳田裕平 はい、小野君。

4番 小野千春 ありがとうございます。町に住んでいますと朝の2時ぐらいから、私の所は除雪機、除雪車が保管されてます車庫の近くでございますので、だいたい2時ぐらいになると灯りが点きまして大型の除雪機が出勤していくのが、よく分かります。

それで、朝の7時まで、だいたい大まかな所は終わられるということで、本町にこの冬は頑張ってくださいとたなあと実感はございますが、県道の遅れが指摘された、私のところに指摘されたことが多かったなあとというのも一つ否めないところです。

町道は、町のほうで本当に真っ先に取り掛かれますし、一生懸命やってくさるんですが、県道の排雪となると、やはり県一斉に大雪が降ったりすると、どうしてもウチの町だけ優先させてということは、当たり前を考えて無理なことなので、町道は町職員等が一生懸命頑張って排雪までやってもらえるんですが、県道は歩道に沿って大っきな雪が積まれたりということがありましたので、そういうところで町道・県道の区別が、よく見られた年だったと思われまして。その中で、町のほうで羽立の問題が昨年までは、あったわけです。しかし今年は、昨年までのことを踏まえて羽立住宅の所で改善があったということが聞いてますが、そこについて、水道課のほうで、もし、把握されてましたら、教えていただけますでしょうか。

議長 柳田裕平 はい、加藤課長。

建設水道課長 加藤恒貴 はい、お答えいたします。羽立町営住宅のことだとは思いますが、今年、羽立住宅につきましては、道路というよりも、通路という扱いになってございます。

それで、今までその除雪の路線には入っておりませんでした。今年度、町内の方で、そういった自分で機械を持ってる方がやれるかということで、ウチのほうで試験的にご依頼しまして、それで敷地内の羽立住宅の通路部分に関してやっていただいたということでございます。

議長 柳田裕平 はい、小野君。

4番 小野千春 ありがとうございます。大きな進歩だと思います。全てではありませんが、前年度ウチの町営住宅の所は間口の所が、本当に誰が通っても分かるぐらい山積みになって、それをどうしていいか通れないぐらい大変な状態だったというのを、ちょうど選挙があつて回った時に、そういうこと、おっしゃってる方が、たくさんおりました。

そこを試験的に、まず取り組んだという、その実績は素晴らしいなあとと思います。その結果、課題が見えたところを、また次年度解消して、他のエリアにも試験的に困った所は対応していただければなあとと思います。

その他、除雪対応の課題は、何か今年見えたところがあれば、ご質問差し上げます。

議長 柳田裕平 はい、加藤課長。はい、小野副町長。

町長 職務代理者

副町長 小野良幸 はい、あの、二つ目のご質問、でしょうか。

4番 小野千春 はい、一つ目に付随して、あと、今回、何か、課題が見えたかどうか、お尋ねしたくてでした。

議長 柳田裕平 はい、もとい、加藤課長。はい、加藤課長。

建設水道課長 加藤恒貴 先ほど申し上げたように、一つとして課題といたしましては、やはり間口除雪、それから雪の降雪の状況によっては、雪が緩んだ時の置かれた雪、これを間口とか交差点にもありますが、いずれ県道でも国道でも町道でも同じような状態が発生しますので、そういった日中、そういった剥ぎ取り拡幅除雪をする場合のやはり、その体制づくり、連絡調整が密になってくるということが重要であると認識しております。以上です。

議長 柳田裕平 はい、小野君。

4番 小野千春 はい、ありがとうございます。やはり、建設水道課も現場に出ておりますので、やはり見てのお答えだと思っておりますので、とても有用だと思っておりますので、他の課も連携を取ってご協力していただければ、そして、その町の除雪の課題を共有していただければと思っております。

次の質問に移らせていただきます。

秋田県では2026年1月30日に道路雪害対策本部が設けられ、2月3日に災害対策本部が置かれましたが、当町で雪害対策の窓口というのの課題は何かあるか、お尋ねいたします。

議長 柳田裕平 はい、小野副町長。

町長 職務代理者

副町長 小野良幸 本町の地域防災計画にありますけれども、積雪深、深さが70cmを超え、交通がマヒし、生活に支障を及ぼす恐れがある場合、雪害対策本部を設置することとしております。五城目観測所では1月の最高積雪深は66cmであり、交通がマヒするような、いわゆるドカ雪は無かったため、本部の設置には至っておりません。行政報告にあるように、除排雪の稼働日が多く、その対応に当たっておりますが、一般的な路面状況が悪い、間口に雪が置かれているといった問い合わせの他、屋根の雪下ろしや敷地内の除雪を行ってくれる業者等の紹介依頼が多数ございました。

雪害対策本部が設置されると、豪雪の状況確認と対応策の検討がなされ、町内会長や消防、社会福祉協議会など協力体制の整備により、役場全体でその対応に当たることとなっております。

平成18年の豪雪時では、全箇所の除排雪に相当な日数を要しており、日常の受け持ち路線の除雪に加えて、日中の除排雪作業も行うこととなり、オペレーターの疲労が危惧されております。道路除雪の課題としては、日中作業出来るオペレーターの確保が重要であると認識しております。

議長 柳田裕平 はい、小野君。

4番 小野千春 はい、ありがとうございます。やはり、課題はあるというふうに認識いたします。その上で、先ほど70cm以上降った時は、当町でも窓口が新たに設けられて、ハッキリと雪のことで困ったことがあったりした時に、そこに電話したり、対策するためのお知恵をいただいたり、そういった安心・安全の、何て言うんでしょう、見えるかたちの窓口が設けられるということが分かりましたが、この後の質問とちょっと兼ね合ってくるので、割愛させていただきますが、そういったことを今後、高齢化、少子高齢化が進んだ時に、この70cmっていうので、いいのかなのか、考えるところがありますので、次の質問に移らせていただきます。

これまでは、シルバー人材センターや町内会ボランティア他、公助以外にも多くの共助が一つとなり、安心・安全が支えられてきた現状がございました。

しかし今、この状態で、これまでやってきたような共助の雪寄せ体制はキチッと思い

の外進んでるかどうか、そこのところをお尋ねしたいです。ご質問いたします。

議長 柳田裕平 はい、小野副町長。

町長 職務代理者

副町長 小野良幸 町シルバー人材センターへは、間口等除雪支援事業を委託しており、高齢者世帯の間口や住宅の玄関から道路までの避難経路を確保するためや、日常生活に必要な箇所を除雪していただいております。利用申請については、障がい者手帳の所持や介護保険の介護度等を考慮し、優先順位をつけて、38名を登録しております。1月の作業状況は、36名に対して、合計552回の除雪作業を実施しており、シルバー人材センター会員15名で作業を行っていただいております。

その他の支援といたしまして、町では、町内会やNPO等の団体に対して、機械の無償貸し出しや、町内会による排雪作業への助成等、除排雪に関する各種支援事業を行っております。

今年度、支援事業を活用し、高齢者宅の玄関前の除雪、道路の拡幅除雪、堆雪場所や見通しの悪い箇所の排雪等を実施された町内会が3町内会ございました。過去にも支援事業を活用し、町内会として除排雪作業を実施されている町内会もごございますが、活動するにもマンパワーが必要ですので、実施出来る町内会は限られているのではと考えております。

議長 柳田裕平 はい、小野君。

4番 小野千春 はい、ご答弁ありがとうございます。私も共通認識です。

やはり対策本部というのがあれば、全町見渡して出来る町内会と出来ない町内会の…どこが出来て、どこがやりづらいか、人が足りないかっていうのが見渡せませんが、どうしても、やれる町内会と、やれない町内会があるために、町内会単位で除雪車を日曜日に貸し出すという、例えば、社協さんの場合、オペレーターとトラックと、あとその機械を町内会単位でしたら、貸し出せますよという、そのせっかく良い制度があるんですけども、どうしてもその出来る町内会と、その日に出来ない町内会とかがあると、ご不便されてる方も出てくるのではないかなあということを今回、感じました。

あと、先ほどシルバー人材センターさんのお話を聞きました。シルバー人材センターさんは15名で、本当にフル活動で申し訳ないぐらい一生懸命やってくださってまして。ただ、もう本当に追い付けない、要望に追い付けないっていうところが一つ、課題が今回見えたと思いました。

そこで、ご質問差し上げます。地域には、例えば、平常の雪でしたら、80歳以上の夫婦二人暮らしとかで、どうにかこうにか町に迷惑掛けないように、一人で雪寄せをして過ごせるご家庭もごございます。しかし、高齢者故に、今回の1月みたいに断続的に大雪が降ると普段は、どうにかこうにか自分でやっても、雪寄せ出来ない事態に巻き込まれるっていうのも現実であると思います。

そこのところは、今後、お考え等があれば、重ねてご質問させていただきたいと思っております。

議長 柳田裕平 はい、小野副町長。

町長 職務代理者

副町長 小野良幸 はい、今年の雪は、大変でございました。シルバー人材センターのほうで対応しきれなくて、業者さんを紹介していただきといった問い合わせもございました。

幸い、町内で1業者さんが対応に当たってくださりまして、どうにかこうにか、その高齢者の除排、除雪か、除雪の実施には至りましたが、今年以上の雪となった場合に、尚更、屋根の雪下ろし等の依頼が来た場合は、たぶん対応出来ないかな、とは感じております。

町内会等の近隣の人達で、助け合いながら、せめて間口等の雪については、やっていたら大変ありがたいとは思いますが、なかなかやはり仕事を持ちながら早朝にといったところは、町から「ご協力をお願いしたい」と呼び掛けることは出来ても、強制することは当然出来ませんし、大変重要な課題だと認識しております。

議長 柳田裕平 はい、小野君。

4番 小野千春

はい。この課題は、一石二鳥では、一石...すぐには、課題解決は難しいかもしれませんが、課題を共有するという事は、とても大事なことです。このような大雪が降ることは、また来るかもしれないという前提で、それぞれが知恵を出し合い考えていかなければならないことだなあと思います。

参考までに、秋口までにシルバーさんに頼んでいた人の御料金と、この大雪だからといって、急に頼んだ方達の御料金の差が思いの外に大きいということも分かりました。

例えば、80代の夫婦が、この大雪を12月1回頼んで1,600円ぐらい掛かった、それぐらいは、どうにかなるかもしれませんが、1月に12日間降ってしまったので、それを頼むと万単位になってしまいます。そうしますと、年金で暮らされてる方達が、雪が降ったが故に、石油代は予期出来るかもしれませんが、この雪が何日降るか分からないということに対して、一ヶ月何万円もアップするっていうのは、やはり大変なことだなあと私も、その話を伺って、つくづく思いました。

先ほど、独居、独居老人、独居率の話も出ましたが、この独居率も、やはり関わってくるのではないかなあと考えました。65歳以上の方や、もともと病気療養中など障害を持っている方達は手前で頼めますが、例えば、その年齢に満たずに手術をされた方とも町にはおられます。そういった方達が、例えば、この大雪で雪寄せが困難なので、ちょっとお願いしたいという時は、やはり年齢が引かかるということも分かりました。

そこのところも是非、今後その線を引く時に、こういう災害時っていいですか、どうしてもその雪寄せが出来ない体調の方もいらっしゃると思いますので、その方までも町長の言葉を借りると、「誰一人取り残されることなく、それぞれが役割と生きがいを持って地域との関わりが続けられる」ように、せめて、どこに頼めばいいよっていう、そういう指導だけでも構いませんので、困った人が年齢で切られることの無いように今回のことを糧として対策に加えていただければ、とてもありがたいと思います。

次の質問に移らせていただきます。

昨年大雨のポンプアップや今回の大雪の除雪時、役場建設水道課の職員が実際、現場作業に従事されていました。それをご覧になられてた町民の方もたくさんいらっしゃいます。すごい感謝の言葉を述べてられる方も、たくさんいらっしゃいました。日中のことです。

民間の建設会社の作業においても、この負担の多い作業を冬期間12日間継続して行うというのは本当に大変なことだと思います。日中、町内在住し除雪している町民から、この感謝の声が届くぐらいですので、本当に難儀されてたんだなあというのが、肌身を持って分かるわけです。

私もそうですが、外現場の仕事をしている場合、あの寒い中、寒い中、町民からいろいろなクレームが来て、町の建設課に、じゃあ、どうですかと聞きに行ったわけです、12日の間に。すると、いつも、水道課だけが空っぽなわけです。それはどうしてかっていうと、朝来て、毛糸の帽子を被って、厚着をして、車に乗って、各町に振り分けられてっていうか、もう自主的にです。自主的に現場に出るわけです。

それで、何故そういうことになるのかっていうのを伺ったら、町の道を日中除雪するためには、町の道を日中除雪するためには、ええとこう、雪寄せする人は育成したり頼んだりするけれども、当たり前ですけど、そこ歩く人達が危なくないように交通整備をしなければいけないわけです。それは水道業者も当たり前ですが、水道の道路の穴を掘ったりする工事する時は、必ずそこを通る人達の安全確保のために誘導する人を付けるわけです。

通常であるならば、人工一人当たり1万いくらかかっていうふうに払ってまでも、その人を付けて町の、そこ歩く人達の安全確保をします。今回12日間、それ誰がやったかという、建設水道課の若い人達が町に出てやってくださってるわけです。

住民のほうからは、「ああ、役場の若い人達来てやってくれた」って、本当に感謝はいんですけど、10日間その一つの部署の人達が風邪も引かずに、そういうことをやって、若い人がいなくなったら大変だってやってる時に、その人達だけに、なんとか負担がいかないよう、他の課の若い人達も順繰りで、そういうことに当たるか、あるいは今後、他の町には建設業者がいて、この除雪を委託して、そこに誘導する人もくっついて来るみたいになんか、ここもちょっと対策が考えられないかなあと思いました。

で、質問に移ります。そういう努力の甲斐があつてかと思いますが、昨年と比べ、昨年は特に除雪時、塀を壊したとか、歩道と道路の境界ブロックを壊したとか、補正でかなり金額が上がってきました。

さて、今年は除雪時の破損などの報告件数は去年に比べて、いかがなものでしょうか。

議長 柳田裕平

はい、小野副町長。

町長 職務代理者

副町長 小野良幸 はい、お答えいたします。令和6年度の除雪による破損件数は、保険対応とした箇所が17件、町管理の構造物等が25件で合計42件、令和7年度、今年度は、現在まで報告のあった保険対応による箇所が3件、町管理の構造物等が12件で合計15件となっております。

これらの破損状況は、幅員の狭い箇所の拡幅除雪や、圧雪の解消の際発生しております。破損事案につきましては、毎年除雪会議において、破損状況を共有することにより、次年度への注意喚起としております。

議長 柳田裕平 はい、小野君。

4番 小野千春 はい、予想していたとおりです。今回は、道も悪いし、普通であるならば、普通であるならば、去年同様か、去年よりも補正予算に上がってくるような壊れる箇所が多くてもおかしくないような状態でした。

しかし、しかし、本当にこれは、働いてくださったわけです。そういうことが無いように水道課の、水道課や建設課の職員が、去年こういうことがあったので、そこを壊してはならないということで、一生懸命その場に散って10日間、普通に除雪すると道路のブロックを壊してしまうので、そこを壊さないように見張ってくれたわけです。

それに対して、ここから意見っていいいますか、あのう、あ、意見を申し上げたいと思います。

この町の水道課の職員に限ったことではございませんが、何でもタダってというのは、おかしいことだと思うわけです。増して、今、これが町の職員でやられたという現状は、先ほどから皆さん、他の議員も一般質問で言っている少子高齢化に伴う対策っていいいますか、ならざるを得ない結果、このようになってるという現状だと思うわけです。うん。それに対してやはり、お金を掛けてまでも対策をしなければならぬ箇所だと思うわけです。今、道の除排雪の為に旗振りをしてくれた方達は、そのプロではないわけです。

本来ならば、建設業に携わっている人間がやるべきことなんですが、この町には建設業者も少ないですし、依頼するところも少ないですし、かつて3Kと呼ばれた、そういう事業を好んでやって、やるような業種も、だんだんこう減ってきてるわけです。

それに当たって、町の職員が、限られた職員が毎日当たってくれたってというのは、本当に、ありがたいとしか言いようが無いっていいいますか、本来ならば、やるべき仕事ではないわけです。危ないです。加えて言うと、大雨の時の水のポンプアップも消防団と一緒にやった、その職員ってというのは、本当、身の危険を考えずに、その川の側で水を汲んでるのが、まず、言わば、素人なわけです。

町も、その何て言うんだろ、行政とか、机に座ってやる仕事ではない仕事を請け負ってくださってる方達の身になって、ちょっと考えてみると、誰彼出来ることではないことを担当課の方達が町に、若者が、その作業に当たる若者が足りないということもあって、やってくれてるわけです。そこをちょっとやっぱ町民も、役場の方も、議員も、考えなければいけない時期に来てるんじゃないかなあということを考えさせられました。

シルバー人材が少なくなって、本当にボランティアで活躍していた方が高齢化になって、今回そこを、ある意味、有志の方が埋めてくださったんだなあ、本当に感謝しております。

しかし、そこは、今後のことを踏まえて、小泉大臣の言葉をお借りしたいと思います。秋田1区の選挙がありました。その時、小泉大臣が秋田に来てくださいました。私は普段は、そういうことに興味が無いんですけども、高市総理が中国に対する発言をしたので、戦争になったら嫌だなあと思って、時の大臣は、どのように考えてるかと思い、1区ではないんですが、お忍びで、その会に参加してきました。誰でも来てもいいということだったので。

その時におっしゃったのは、「自衛隊を1,500人応募しても、1,000人しか集まらない」ということでした。「国の、この大変な事業に、事態に毎日当たってくださる人を確保するためにも、また、その人達の仕事を評価するためにも待遇処遇を考えなければならぬ時期にきている」という言葉がありました。

それと同時に、もし仮に来年以降も、この建設水道課の職員が現場に出向いて、そういうことに当たらなければならないのであるならば、普通の建設業の方が雪の時に、頼む時に、賃金アップをして外に行ってもらうように、やはり処遇待遇を考えなければならないのではないかなあ、それに見合った。そこに予算が付けられないのであるならば、建設業の方に、そこは依頼して、お金を払って依頼して、町に立ってもらう方向とか、い

ろいろ考えていかなければならないのではないかと、思いました。

その予算についてなんですが、先日の説明の中で、除雪に3,070万付けているということ伺いました。で、消化したのが83%、3,680万円というお話がございました。そうしますと、実動として610万円浮いております。でしたら、これだけ大変な作業をなさってる方達に一部でいいので、特別手当として支給してもおかしくないのじゃないかなあ。あるいは、町内で代わりに立って棒降ってくださる町の、町民の誘導を、そういう時に率先してやってくださる方達に振り当ててもいいのではないかなあと、ちょっと考えさせられました。

最後の質問をさせていただきます。

今まで、高齢者の人数や町の人口が減っていくっていうことに、スポットが当てられておりましたが、人口ピラミッドというものがあります。若者が多い、例えば、フィリピンとか、あっちのほうは「富士山型」、しかし、高度成長になって日本みたいな国は「つぼ型」に推移しております。高齢者も少ないし、若者も少ないという形、この形です。

この形に合った公助、共助の考え方を今度、していかなければならないと思うんですけども、この形になった時、公助、共助は、どうすれば守られるとお考えか、お知らせください。

議長 柳田裕平 はい、小野副町長。

町長 職務代理者

副町長 小野良幸 町内会活動に携わっている方々、特に役員を担う方が常態化しており、マンパワーを必要とする作業などの活動には制約が出始めてきていると感じております。そのため、公助については、事業の選択を図り、人材の確保や機械等の共同保有といったような広域連携を活用した効率的な行政運営をすすめる必要があります。共助については、町内会組織だけに頼るのではなく、ボランティアや民間事業者などとの連携を深め、役割を分担する体制づくりも重要であると考えております。

議長 柳田裕平 はい、小野君。

4番 小野千春 ご答弁、ありがとうございます。誰一人取り残されない、困った人、一人も取り残さない町ということを畠山町長が掲げておりました。

それに向けてやはり、一人一人が考え、課題を見つけ、その課題を共有し、柔軟に対応していくことが、これから必要になってくると思います。

一番大事なのは、やはり水道課の職員じゃないんですけども、困ったことを見た時に、ただ考えるだけじゃなくて、やっぱり現場処理で、その場に行って、動いて、若い議員からあったように、若者は心があります。やりたいんだけど、日中いないわけです。そしたら、見た人に、見た人に、困ってる人がいたら、誰でもいいので、その大変な時期は雪害本部を設けていただき、自分の仕事を一時間置いてでも、その場に行って助け合うという、そういう姿勢が、これから共助・公助の必要になってくると、私は考えます。

是非、来年は、そういうボランティアを、私達議員も考えますので、役場の他の課の方達も、水道課だけが寒い思いするのではなく、是非、一時間でも二時間でも、手伝ってあげて、みんなで町を暖かい町にしていくように心掛けていただきたく、私も含めて、そのように思いました。

これで、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

議長 柳田裕平 これにて、4番 小野千春君の一般質問を終わります。

これにて、一般質問を終わります。

これより、各常任委員会を開いていただきます。どうもご苦労様でした。

なお、明日は午前10時より第1委員会室において、予算等特別委員会を開催いたします。よろしく願いいたします。

(午後2時58分)

# 令和8年八郎潟町議会3月定例会 会議録

第11日目 令和8年3月13日(金)

(午後3時)

- 議長 柳田裕平 皆さん、ご苦労さんでございます。ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、八郎潟町議会3月定例会は成立いたします。町長は病気療養中のため欠席いたします。これより本日の会議を開きます。答弁のため出席を求めた者、町長職務代理者副町長、教育長、各課課長、会計管理者であります。日程第1…はい、村井君。
- 3番 村井 智 会議規則64条の規定により、私の発言を取り消したいと思います。よろしく願いいたします。
- 議長 柳田裕平 只今、村井智議員から発言の取り消しの発言がありました。取り消しの件、了解ということで、よろしいですか。もう一度、何の発言…
- 3番 村井 智 先般の私の一般質問の中で、潟上南秋の土地改良区の合併協議会の行方について、私の私見で申し上げたつもりでございますが、戸村土地改良区の理事長の見方と誤解されるような発言があったということでございまして、その部分を取り消したいと思います。その…えー、その件につきまして戸村土地改良区の事務所のほうに匿名の電話が入って、そういう指摘がございましたので、もし、そういう点がありましたら、発言の中味については私の見方だということで、間違いがあつてはならないと思ひまして、その部分の発言を取り消したいと思います。よろしく願いいたします。
- 議長 柳田裕平 只今の説明で、よろしいですか。了解したということで。ないようですので、了解したことにいたします。日程第1、本会議で各常任委員会に付託された承認第1号、議案第1号から議案第11号までの11議案及び陳情について、各常任委員長の報告を求めます。はじめに、総務産業常任委員長 京極幸村君の報告を求めます。はい、京極君。
- 総務産業常任委員長 京極幸村 (総務産業常任委員長報告 タブレットに掲載のとおり)
- 議長 柳田裕平 次に、教育民生常任委員長 伊藤章君の報告を求めます。はい、伊藤君。
- 教育民生常任委員長 伊藤 章 (教育民生常任委員長報告 タブレットに掲載のとおり)
- 議長 柳田裕平 これより、各常任委員長報告に対する質疑を行います。はじめに、総務産業常任委員長 京極幸村君に対する質疑を行います。質疑ございませんか。(質疑なしの声あり)
- 議長 柳田裕平 質疑がないようなので、総務産業常任委員長 京極幸村君に対する質疑を終わります。次に、教育民生常任委員長 伊藤章君に対する質疑を行います。質疑ございませんか。(質疑なしの声あり)
- 議長 柳田裕平 質疑がないようなので、教育民生常任委員長 伊藤章君に対する質疑を終わります。これで、各常任委員長に対する質疑を終わります。次に、予算等特別委員会委員長 加藤千代美君の報告を求めます。はい、1番 加藤千代美君。

予算特別委員長 加藤千代美 (予算等特別委員長報告 タブレットに掲載のとおり)

議長 柳田裕平 これで、予算等特別委員長の報告を終わります。  
次に、予算等特別委員長 加藤千代美君に対する質疑を行います。  
質疑ございませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 柳田裕平 質疑なしと認めます。質疑ないようですので、予算等特別委員長 加藤千代美君に対する質疑を終わります。  
これで、予算等特別委員会に対する質疑を終わります。  
日程第2、承認第1号「令和7年度八郎潟町一般会計補正予算(第7号)の先決処分  
の承認を求めることについて」討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

議長 柳田裕平 討論なしと認めます。採決いたします。承認第1号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)

議長 柳田裕平 起立全員であります。よって承認第1号は、委員長報告のとおり可決されました。  
次に、日程第3、議案第1号「令和7年度八郎潟町一般会計補正予算(第8号)について」討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

議長 柳田裕平 討論なしと認めます。採決いたします。議案第1号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)

議長 柳田裕平 起立全員であります。よって議案第1号は、委員長報告のとおり可決されました。  
次に、日程第4、議案第2号「令和7年度八郎潟町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について」討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

議長 柳田裕平 討論なしと認めます。採決いたします。議案第2号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)

議長 柳田裕平 起立全員であります。よって議案第2号は、委員長報告のとおり可決されました。  
次に、日程第5、議案第3号「令和7年度八郎潟町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について」討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

議長 柳田裕平 討論なしと認めます。採決いたします。議案第3号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)

議長 柳田裕平 起立全員であります。よって議案第3号は、委員長報告のとおり可決されました。  
次に、日程第6、議案第4号「令和7年度八郎潟町介護保険特別会計補正予算(第3号)について」討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

議長 柳田裕平 討論なしと認めます。採決いたします。議案第4号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)

議長 柳田裕平 起立全員であります。よって議案第4号は、委員長報告のとおり可決されました。  
次に、日程第7、議案第5号「令和7年度八郎潟町水道事業会計補正予算(第3号)について」討論を行います。討論ありませんか。

(討論なしの声あり)

議長 柳田裕平 討論なしと認めます。採決いたします。議案第5号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)

議長 柳田裕平 起立全員であります。よって議案第5号は、委員長報告のとおり可決されました。次に、日程第8、**議案第6号「令和7年度八郎潟町公共下水道事業会計補正予算(第3号)について」**討論を行います。討論ございませんか。  
(討論なしの声あり)

議長 柳田裕平 討論なしと認めます。採決いたします。議案第6号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)

議長 柳田裕平 起立全員であります。よって議案第6号は、委員長報告のとおり可決されました。次に、日程第9、**議案第7号「職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例について」**討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

議長 柳田裕平 討論なしと認めます。採決いたします。議案第7号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)

議長 柳田裕平 起立全員であります。よって議案第7号は、委員長報告のとおり可決されました。次に、日程第10、**議案第8号「八郎潟町防災行政無線通信施設設置条例の一部を改正する条例について」**討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

議長 柳田裕平 討論なしと認めます。採決いたします。議案第8号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)

議長 柳田裕平 起立全員であります。よって議案第8号は、委員長報告のとおり可決されました。次に、日程第11、**議案第9号「八郎潟町防災会議条例の一部を改正する条例について」**討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

議長 柳田裕平 討論なしと認めます。採決いたします。議案第9号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)

議長 柳田裕平 起立全員であります。よって議案第9号は、委員長報告のとおり可決されました。次に、日程第12、**議案第10号「八郎潟町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について」**討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

議長 柳田裕平 討論なしと認めます。採決いたします。議案第10号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)

議長 柳田裕平 起立全員であります。よって議案第10号は、委員長報告のとおり可決されました。次に、日程第13、**議案第11号「八郎潟町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について」**討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

議長 柳田裕平 討論なしと認めます。採決いたします。議案第11号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

議長 柳田裕平 起立全員であります。よって、あ、賛成全員であります。よって第11号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第14、議案第12号「第7次八郎潟町総合計画の策定について」の討論を行います。討論ございませんか。

(討論なしの声あり)

議長 柳田裕平 討論なしと認めます。採決いたします。議案第12号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

議長 柳田裕平 賛成多数であります。よって議案第12号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第15、議案第13号「八郎潟町過疎地域持続的発展計画の変更について」討論を行います。討論ありませんか。

(討論なしの声あり)

議長 柳田裕平 討論なしと認めます。採決いたします。議案第13号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

議長 柳田裕平 起立全員であります。委員長報告…失礼しました。

起立全員であります。よって議案第13号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第16、議案第14号「令和8年度八郎潟町一般会計予算について」討論を行います。討論ありませんか。

はい、1番 加藤君。反対討論ですか。はい、どうぞ。

1番 加藤千代美 1番 加藤です。議案第14号については反対討論を行います。

令和8年度一般会計予算についての反対討論を行います。

令和8年度の一般会計当初予算は、効率的で町民の誰もが豊かな生活を営めるような予算であるべきだと考えております。

しかし、令和8年度一般会計予算において、「まちづくり活動センター」、「はちらば」補助金が昨年より増額したことは、過去において指摘された事項を守ることなく、反省もなく、内容も変わることなく、予算措置したことは豊かな生活を営める予算とは言えません。

また、町の政策は農業予算においては、農地の集積、水田利活用、新しいものでは農業機械の導入等である。

だが、一つ例にとって考えてみると、農地の集積を図ることは町の基幹産業である農家人口が減少することになる。

これらのことを考えて予算を組み立てたのか疑問が残る今、農業は6次産業化複合経営、兼業化、水田利活用においては、多品目の育成等により所得の向上と安定を図ろうとしている。

このような状況下で作られた、第7次基本計画と8年度の当初予算だと思う。

しかし、その内容が第7次基本計画が実現されるようになっていない。

よって、私は、令和8年度の当初予算に反対すると共に議員間の更なる討論が行われることを期待して反対討論といたします。

議長 柳田裕平 只今、加藤議員から反対討論がございました。

賛成討論の方おられますか。はい、小柳君。

10番 小柳鉄秀 はい、10番 小柳です。私は、賛成の立場で討論させていただきます。

一般会計予算は、38億9,261万4千円で、前年度比18.2%の増であります。それぞれの所管課において数多くの事業、70周年記念事業など、様々な施策が取り組まれ、住民が、安心・安全に生活できるよう配慮されているものと思います。

農村環境改善センター改修工事においては、早急に事業を進めなければなりません。

各団体事業へも影響を及ぼすことにもなりますので、町民に対して混乱を招くことなく行政運営を進めることが重要と考えます。

執行に当たっては、町民の要望、期待に十分応えられるよう適正に執行されることを

望みますが、「まちづくり活動センター」管理運営委託料においては、課題はあるものの、今後について見直しをするなど、しかるべき対処くださるよう、町当局へ要望します。

八郎潟町の未来に向けて、さらなる躍進を遂げられるよう期待し、賛成討論といたします。

議長 柳田裕平 次に、反対討論の方おりますか。ないようです、あ、はい、小野君。

4番 小野千春 4番 小野です。令和8年度八郎潟各会計予算を審議してまいりました。昨日は賛成でしたが、やはり、よくよく考えて自分的に、引っかかる所が一箇所だけありまして、そのところで今回は反対討論をさせていただき、もう一回審議していただきたく、この場に立たせていただきました。

その所は、どこかと申しますと、財政調整基金の所でございます。

当町は、令和7年積立見込みが26億3,783万円でございます。

通常でしたら、2億ぐらい取り崩して、また、繰り入れてというのが例年の流れでしたが、令和8年度の予算においては7億4,680万円取り崩すという予算でございます。

ただ、これは理由がございまして、金利が、皆さんもご存じのとおり上昇しております。通常、金利上昇すると財政が大変になると国会議員もおっしゃってる中でのことです。これは一概に取り崩して庁舎を建設した際の債務がございまして、それに全額ではなくて、充てるということ、そして、2億ぐらいは、経常経費の資金として補填するという予算でしたので、それは、間違いではないと思います。

しかし、バランスシートで考えた場合、確かに借り入れた時の借り入れ方が変動金利制となっておりますので、この、この日銀の改定によって今までは、2,340万、庁舎建設に一年間で返して、プラス25万利息を返しておりました。その時の利率は、0.04%だったわけです、去年は。

しかし、今年にきて、金利が上昇して変動金利を取ってますので、総務課にお伺いしましたら、一年間の金利が、来年はまた減ってくんですけども、1,000万ぐらい掛かるそうです。これ、かなり大きいので、一気に返そうというのは、妥当な、妥当と言えば妥当ですし、手堅いやり方だと思います。5億ぐらい返してしまうというのは。

しかし、一番最初に申し上げましたように、バランスシートで考えた場合、反対側、つまり、当町は、これまで、積みに積んで今年も積み上げると、30億ぐらい財調が膨れ上がるわけです。これは一方で、当町には金融資産があるということなんです。その資産を、例えば、今回取り崩す7億4,680万円というのは細かいので、まず8億だと仮定して考えますと、この8億を地方自治法241条を守りつつ、一部ですよ、全部じゃなくて例えば今、返そうとする、その8億、崩そうとする8億を、地方自治法241条を守って、安全・確実・効率に運用する場合、どういうことになるかということ、今までは金利がほとんど無い時代を生きてきましたが、ここに来て金利が上がっているのです。

これは、例え話ですが、定期に3億、8億の場合。債券、国債とか、利率のいい、利回りの出来るのに4億、普通預金に1億、回したとします。金利は、いろいろありますが、平均的なところを取ると、定期が128万ぐらい利息が付きます、一年間で。債券は、360万ぐらい付きます。普通預金は利率が悪いので8万円ぐらいしか付きません。そうすると平均でみると、0.6%運用で480万、あ、496万円、480万から500万ぐらいのお金が、8億円残しておく、税外、税外収入として入ってくるわけです、当町に。

そういうことを考えると、今30億もあるんでしたら、総務部の課長がおっしゃっていることは、まず、もっとも手堅いやり方で、これ悪くはないわけですが、町長さんが今、このとおりですので、その先、1億、2億の使うっていうのがあれば崩してもいいけれども、今、取り立て、そういうの無いので、まず、これは手堅く返したほうがいい、町民にとって、借金減らしたほうがいいのかというご説明がありましたので、私は最初、賛成に回りましたが、しかし、これだけ金利が高くなってきてるので運用を変えたら今、積み上げるものの資金を一回いくらか引き出して、それをラダー型運用というのに変えていけば、ラダー型運用っていうのは、一気に全部金利をやるのではなくて、これからもっとも金利上昇が見込まれるのでしたら、まずその運用の試し基金としても使うことができます。そうやって基金運用の効率化を図って階段式に崩して行って金利をうまく使ったら、これは30億も財政調整基金がある町のうまみになるなあと、ちょっと考えました。

ただ、これは、ただ積み上げることを目標としているのではなくて、この財政調整基金っていうのは、紐付きじゃないので、紐付きじゃないので、町で、「じゃあ、こういう

ことやりたい」って言った時に、補助金を勿論活用したり、債券を発行したりとかっていうのはあるとは思いますが、すぐ定期と普通預金の部分は崩せますので、崩そうと思えば崩せますので、資金繰りもしやすいわけです。

そうすると今、町の中を見た時、みんな困っているのは、銀行さん達が手堅くなり過ぎでお金を貸してくれないわけです。コロナ禍も通過してきてます。どこの事業所も大変だと思っわけです、今の時。

それを今度、この町で、例えば480万のうちの、いくらかをプロジェクトファイナンスというかたちで町の経営を動かしていく起爆剤にもなるわけです。

480万は税外収入ですので、その活用方法は、当局のほうで、いくらでもアイデアを出してやる事が出来ますので、どんな努力をしているかP/L・B/Sだけじゃなくて、そこに対して裁量で貸すという原資にもなり得ります。

ただ、これを今、一気に崩して返済に充ててしまうと、あとそれで、その部分は終わってしまうので、とつても大きいお金なので、今、金利上昇に乗っかって、運用方法を考えて広い意味での、この金融資産の税外収入を、どうやったら増えるかと知恵を出し合ってやる、そのベースとして使うのも一理あるんじゃないかなあと。

これ取り崩される前にお話ししなければならぬと思って今回、反対に回らせてもらいました。以上です。

議長 柳田裕平 次に、賛成討論の方ございますか。はい、伊藤君。

5番 伊藤 章 5番 伊藤章です。私は、議案第14号「令和8年度八郎瀉町一般会計予算」につきまして、基本的に賛成という立場で討論いたします。

令和8年度は、本町第7次総合計画がスタートし、その初年度の一般会計予算の当初予算であるため、町民に直結した住民サービスを実現するために、どのような分野に重点を置いて事業を進めていくのかを表すものでもあります。

さて、人口減少、少子高齢化が進行している本町において、令和8年度の予算を見ますと厳しい財政状況の中で、特に子育て支援、老人福祉並びに教育環境への配慮や、公共施設の維持管理や安心・安全に直結する、必要性の高い事業を優先的に進めようとする姿勢が見られます。

しかし、先程も賛成討論の中にもお話がありました予算特別委員会で「まちづくり活動センター」が設置して約9年目を迎えますが、その管理運営費について様々な意見等がありました。

日々刻々と変化している社会情勢の中で、本町商店街の多くは高齢化と後継者不足が深刻化しており、廃業や空き店舗の増加が進行しています。

その状況を踏まえれば「まちづくり活動センター」の管理運営の在り方を見直ししなければならぬことも見えてきました。

一方で、指定管理者である「NPO法人はちらぼ」は、補助金で健康いまトレや、寄席、再発見セミナーの開催など、特に商店街の高齢化により八郎瀉町ポイントカード会の事務局を担い、商店街全体の活性化を図っていることも事実です。

「まちづくり活動センター」の管理運営の在り方については、今後検討するってということで来年度の予算編成にあたり精査を加え見直しすることを期待します。

よって、「令和8年度八郎瀉町一般会計予算」について賛成討論とさせていただきます。

各議員におかれましては、ご賛同を賜りますよう、よろしく願い申し上げまして終わります。

議長 柳田裕平 他に、反対討論の方おりますか。はい、村井君。

3番 村井 智 はい、3番 村井です。本案件に対する反対討論を行います。

まず、この中で何回も皆さん必ず触れてらっしゃいます、「まちづくり活動センター」管理委託運営費、この件につきまして、私は昨年度も、この件につきまして、しっかりと理由が説明されてない、我々が、町民の方に、どう説明するんだということで昨年も反対しております。

さて、今年はどうなってるかと言いますと、「まちづくり活動センター」の運営委託料、そして「NPO法人はちらぼ」に、この二つのところに、合わせると、1,391万6千円の予算が付いております。委託料については、1,147万円です。

一般、予算特別委員会の中で、「町直営にしたら、いくらになるか」っていう問い合わせを、議員から、京極議員のほうから質問がありまして、先般、役場の担当者のほうから

のお答えが、991万円、町直営にすると156万円の経費削減になります。

一方、私、あのう、必ず、申し上げてます産業振興の中で、農業振興について、政策予算でいきますと、ポンプ場の委託管理、そして、新たに設置された農機具の再購入について、これ合算しても744万3千円です。約、半分です。

ご存じのとおり、本町の農業は米価高騰につき、一昨年150%の税収増、昨年度ですね。で、今年度、まあ、8年度予算については、7年度の200%の税収を見込まれております。

さて、NPOの方はどうかと言いますと、これは、こっからは、何が生まれてたのか、何が町に寄与してるのかっていうところを何度も町の当局に尋ねております。

伊藤議員が、今おっしゃいました寄席、そして、健康体操等々、あるようでございます。しかし、これは中味を、よくよく見ていただければ他のものと非常に性質が似通っているところでございます。本一当に必要でしょうか。

しかも我々は、忘れてはいけないのは、このNPOの「はちらぼ」の商店の時、閉鎖する時、約400万円の補填、最終的には300万の補填が町費から出ております。

300万の町費っていうのは、これは国・県からの交付金は全く入ってません。町の単独の予算です。非常に大きな額だと思いませんか。そして、これは、我々は、忘れてはおりません。

さて、こういったところ、伊藤議員、只今おっしゃいました。来年度に向けて変えていかなきゃいけないという提言をした。本当に来年度でいいんでしょうか。昨年も同じことを言ってます。ところが、予算増えてます。

伊藤議員、それから、小柳議員も、来年としてって言いました。来年まで待つんですか。しかも、先程言ったように、一度300万の補填をした団体です。町民は、このことを忘れてません。

こういった説明のつかない予算、そして、どう考えても将来に結び付くとは思えない予算を、ここに計上してることについて、私は反対です。

以上をもちまして、反対討論といたします。

議長 柳田裕平 次に、賛成討論の方おりますか。ないですか。反対討論、他にございますか。  
(討論なしの声あり)

議長 柳田裕平 ないようですので、それでは討論なしと認めます。採決いたします。日程第16、議案第14号「令和8年度八郎潟町一般会計予算」について採決をいたします。  
委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
(起立多数)

議長 柳田裕平 賛成多数であります。よって議案第14号は、委員長報告のとおり可決されました。  
次に、日程第17、議案第15号「令和8年度八郎潟町国民健康保険特別会計予算について」討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

議長 柳田裕平 討論なしと認めます。採決いたします。議案第15号について、委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)

議長 柳田裕平 起立全員であります。よって議案第15号は、委員長報告のとおり可決されました。  
次に、日程第18、議案第16号「令和8年度八郎潟町後期高齢者医療特別会計予算について」討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

議長 柳田裕平 討論なしと認めます。採決いたします。議案第16号について、委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)

議長 柳田裕平 起立全員であります。よって議案第16号は、委員長報告のとおり可決されました。  
次に、日程第19、議案第17号「令和8年度八郎潟町介護保険特別会計予算について」討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

議長 柳田裕平 討論なしと認めます。採決いたします。議案第17号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)

議長 柳田裕平 起立全員であります。よって議案第17号は、委員長報告のとおり可決されました。次に、日程第20、**議案第18号「令和8年度八郎潟町水道事業会計予算について」**討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

議長 柳田裕平 討論なしと認めます。採決いたします。議案第18号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)

議長 柳田裕平 起立全員であります。よって議案第18号は、委員長報告のとおり可決されました。次に、日程第21、**議案第19号「令和8年度八郎潟町公共下水道事業会計予算について」**討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

議長 柳田裕平 討論なしと認めます。採決いたします。議案第19号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)

議長 柳田裕平 起立全員であります。よって議案第19号は、委員長報告のとおり可決されました。次に、日程第22、「**陳情について**」、討論・採決します。  
**受理番号第1号「最低賃金の改正と中小企業・小規模事業所支援の拡充を国に求める意見書」の採択を求める陳情書**について討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

議長 柳田裕平 討論なしと認めます。採決いたします。  
受理番号第1号…あ、失礼しました。受理番号第1号について、委員長の報告は不採択であります。委員長報告のとおり決定し、意見書案に賛成の諸君の起立を求めます。  
暫時、休憩します。  
(休憩)  
(再開)

議長 柳田裕平 再開します。訂正します。  
委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)

議長 柳田裕平 賛成全員であります。よって受理番号第1号は委員長報告のとおり採択することに、ん、不採択だか…ごめんなさい、訂正します。不採択とすることに決定しました。

議長 柳田裕平 次に、日程第23、議案第20号から日程第34、議案第31号までの「**八郎潟町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて**」ですが、一括上程したいと思いますが、ご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

議長 柳田裕平 ご異議なしと認め、そのように決定しました。  
本案について提案理由の説明を求めます。はい、小野副町長。

町長 職務代理者  
副町長 小野良幸

本日提出いたします議案等の概要について、ご説明申し上げます。  
本日タブレットに掲載しました資料の1ページから24ページ、議案第20号から議案第31号までの「**八郎潟町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて**」、であります。令和8年7月19日に任期満了を迎える農業委員について、候補者評価委員会の決定による12名を任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

なお、任期につきましては、令和8年7月20日から3年間であります。  
一人ずつ議案として上程いたしますが、議案名及び議会の同意を求める理由は、今、説明申し上げた内容でありますので、割愛させていただきます。

**議案第20号** 伊藤一氏は、地域保全会の推薦によるもので、現職でございます。農業に関し豊富な識見を有するものとして提案するものでございます。

**議案第21号** 小玉敦氏は、秋田県農業共済組合の推薦によるもので、現職です。農業に関し豊富な識見を有するものとして提案するものでございます。

**議案第22号** 北嶋光彦氏は、戸村土地改良区の推薦によるもので、農業に関し豊富な識見を有するものとして提案するものであります。

**議案第23号** 谷川留美子氏は、湖東3町商工会の推薦によるもので、農業委員会等に関する法律第8条第6項の規定による、農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しないものとして提案するものでございます。

**議案第24号** 千葉清彦氏は、あきた湖東農業協同組合の推薦によるもので、農業に関し豊富な識見を有するものとして提案するものであります。

**議案第25号** 須田政博氏は、地域保全会の推薦によるもので、現職です。農業に関し豊富な識見を有するものとして提案するものであります。

**議案第26号** 伊藤春光氏は、地区生産組合の推薦によるもので、現職です。農業に関し豊富な識見を有するものとして提案するものであります。

**議案第27号** 千田幸一氏は、八郎潟土地改良区の推薦によるもので、現職です。農業に関し豊富な識見を有するものとして提案するものであります。

**議案第28号** 渡部敏明氏は、地区生産組合の推薦によるもので、現職です。農業に関し豊富な識見を有するものとして提案するものであります。

**議案第29号** 北嶋誠悦氏は、地区生産組合の推薦によるもので、農業に関し豊富な識見を有するものとして提案するものであります。

**議案第30号** 渡部正則氏は、地区生産組合の推薦によるもので、現職です。農業に関し豊富な識見を有するものとして提案するものであります。

**議案第31号** 工藤英里香氏は、農業法人の推薦によるもので、農業に関し豊富な識見を有するものとして提案するものであります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

議長 柳田裕平 あらかじめ皆様にお伝えいたしますが、初日の議会運営委員長の報告にありましてと  
おり採決につきましては、議案第20号のみ議件名を読み上げますが、議案第21号から  
議案第31号までにつきましては、議件名を省略させていただきますので、よろしく  
お願いいたします。

はじめに、日程第23、議案第20号「八郎潟町農業委員会委員の選任につき同意を  
求めることについて」に対する質疑を行います。質疑ございませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 柳田裕平 質疑なしと認めます。討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

議長 柳田裕平 討論なしと認めます。採決いたします。日程第23、議案第20号「八郎潟町農業委員  
会委員の選任につき同意を求めることについて」、本案に同意することに賛成の諸君の  
起立を求めます。

(起立多数)

- 議長 柳田裕平 起立多数であります。よって議案第20号については、同意することに決定しました。次に、日程第24、議案第21号に対する質疑を行います。質疑ございませんか。  
(質疑なしの声あり)
- 議長 柳田裕平 質疑なしと認めます。討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)
- 議長 柳田裕平 討論なしと認めます。採決いたします。日程第24、議案第21号について、本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)
- 議長 柳田裕平 起立全員であります。よって議案第21号については、同意することに決定しました。次に、日程第25、議案第22号に対する質疑を行います。質疑ございませんか。  
(質疑なしの声あり)
- 議長 柳田裕平 質疑なしと認めます。討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)
- 議長 柳田裕平 討論なしと認めます。採決いたします。日程第25、議案第22号について本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)
- 議長 柳田裕平 起立全員であります。よって議案第22号については、同意することに決定しました。次に、日程第26、議案第23号に対する質疑を行います。質疑ございませんか。  
(質疑なしの声あり)
- 議長 柳田裕平 質疑なしと認めます。討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)
- 議長 柳田裕平 討論なしと認めます。採決いたします。日程第26、議案第23号について本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)
- 議長 柳田裕平 起立全員であります。よって議案第23号については、同意することに決定しました。次に、日程第27、議案第24号に対する質疑を行います。質疑ございませんか。  
(質疑なしの声あり)
- 議長 柳田裕平 質疑なしと認めます。討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)
- 議長 柳田裕平 討論なしと認めます。採決いたします。日程第27、議案第24号について本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)
- 議長 柳田裕平 起立全員であります。よって議案第24号については、同意することに決定しました。次に、日程第28、議案第25号について質疑を行います。質疑ございませんか。  
(質疑なしの声あり)
- 議長 柳田裕平 質疑なしと認めます。討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)
- 議長 柳田裕平 討論なしと認めます。採決いたします。日程第28、議案第25号について本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)
- 議長 柳田裕平 起立全員であります。よって議案第25号については、同意することに決定しました。次に、日程第29、議案第26号に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 柳田裕平 質疑なしと認めます。討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

議長 柳田裕平 討論なしと認めます。採決いたします。日程第29、議案第26号について本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。  
(起立多数)

議長 柳田裕平 起立多数であります。よって議案第26号については、同意することに決定しました。次に、日程第30、議案第27号に対する質疑を行います。質疑ございませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 柳田裕平 質疑なしと認めます。討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

議長 柳田裕平 討論なしと認めます。採決いたします。日程第30、議案第27号について本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)

議長 柳田裕平 起立全員であります。よって議案第27号については、同意することに決定しました。次に、日程第31、議案第28号に対する質疑を行います。質疑ございませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 柳田裕平 質疑なしと認めます。討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

議長 柳田裕平 討論なしと認めます。採決いたします。日程第31、議案第28号について本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)

議長 柳田裕平 起立全員であります。よって議案第28号については、同意することに決定しました。次に、日程第32、議案第29号に対する質疑を行います。質疑ございませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 柳田裕平 質疑なしと認めます。討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

議長 柳田裕平 討論なしと認めます。採決いたします。日程第32、議案第29号について本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)

議長 柳田裕平 起立全員であります。よって議案第29号については、同意することに決定しました。次に、日程第33、議案第30号に対する質疑を行います。質疑ございませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 柳田裕平 質疑なしと認めます。討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

議長 柳田裕平 討論なしと認めます。採決いたします。日程第33、議案第30号について本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)

議長 柳田裕平 起立全員であります。よって議案第30号については、同意することに決定しました。次に、日程第34、議案第31号に対する質疑を行います。質疑ございませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 柳田裕平 質疑なしと認めます。討論を行います。討論ありませんか。

(討論なしの声あり)

議長 柳田裕平 討論なしと認めます。採決いたします。日程第34、議案第31号「八郎潟町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて」、本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

議長 柳田裕平 起立全員であります。よって議案第31号については、同意することに決定しました。次に、日程第35、諮問第1号の「八郎潟町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」上程いたします。小野副町長、どうぞ。

町長 職務代理者

副町長 小野良幸 資料の25ページをご覧ください。

**諮問第1号 「八郎潟町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」**

令和8年6月30日をもって任期満了となります。北嶋文雄氏の後任として、村井優子氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、法務大臣への推薦について議会の意見を求めるものであります。

村井氏は、履歴資料にありますように、教職員としての職歴も長く、人格も高潔で、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解を有する者として、充分な要件を満たしておりますので、推薦に当たって諮問するものであります。

なお、任期は、令和8年7月1日より3年間であります。

よろしくご審議をいただきますよう、お願い申し上げます。

議長 柳田裕平 これより諮問第1号に対する質疑を行います。質疑ございませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 柳田裕平 質疑なしと認めます。討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

議長 柳田裕平 討論なしと認めます。採決いたします。日程第35、諮問第1号「八郎潟町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」、推薦することとし、答申することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

議長 柳田裕平 起立全員であります。よって諮問第1号については、推薦することとし答申することと決定いたしました。

次に、日程第36、諮問第2号の「八郎潟町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」上程いたします。諮問にあたり、説明を求めます。はい、小野副町長。

町長 職務代理者

副町長 小野良幸 資料の27ページをご覧ください。

**諮問第2号 「八郎潟町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」**

人権擁護委員の村井環氏は、令和8年6月30日をもって任期満了になりますので、引き続き人権擁護委員としてお願いいたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、法務大臣への推薦について議会の意見を求めるものであります。

村井氏は、履歴資料にありますように、教職員としての職歴も長く、人格も高潔で、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解を有する者として、充分な要件を満たしておりますので、推薦に当たって諮問するものであります。

なお、任期につきましては、令和8年7月1日から3年間であります。

よろしくご審議をいただきますよう、お願い申し上げます。

議長 柳田裕平 これより諮問第2号に対する質疑を行います。質疑ございませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 柳田裕平 質疑なしと認めます。討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

議長 柳田裕平 討論なしと認めます。採決いたします。日程第36、諮問第2号「八郎潟町人権擁護委

員の推薦につき意見を求めることについて」、推薦することとし、答申することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

議長 柳田裕平 起立全員であります。よって諮問第2号については、推薦することとし答申することとに決定しました。

次に、日程第37、「議員派遣について」を議題といたします。

議員派遣については、地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条の規定により、議会の議決が必要となります。お諮りします。

タブレットに掲載した資料のとおり、議員を派遣することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 柳田裕平 ご異議なしと認めます。したがって、「議員派遣について」は、資料のとおり派遣することに決定しました。

次に、ただ今決定いたしました議員派遣について、今後変更を要する場合は、その取り扱いを議長に一任いただきたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 柳田裕平 ご異議なしと認めます。

以上、今定例会に付議された事件は全て終了しました。

これをもって、八郎潟町議会3月定会を閉会といたします。

大変ご苦勞様でございました。

(午後4時18分)